明和町子ども・子育て支援事業計画

すくすく めいわ 2025

〈令和７年度～令和 11 年度〉

第３期 明和町子ども・子育て支援事業計画
（明和町次世代育成支援行動計画含む）

令和７年３月

明　　和　　町

すべてのこどもの権利が尊重され
親や地域が希望を持って
子育てできるまち

わが国におきましては現在、少子化と人口減少が続いている一方で子育てをしながら働く親の割合は増加し、保護者一人ひとりが感じる育児に対する負担は以前より大きくなっています。このような問題を解決するため国は令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月には、「こども家庭庁」を設立しました。

このような中、本町においては令和2年3月に策定した「第2期明和町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和7年3月末をもって計画期間が終了を迎えることから、このたび、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とする「第3期明和町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。第2期計画に引き続き、「すべてのこどもの権利が尊重され親や地域が希望を持って子育てできるまち」を基本理念に掲げ、これまで以上に、こどもと子育て家庭への包括的な支援に取り組み、家庭環境などに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるよう、そして、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、子ども・子育て支援を推進してまいります。

本計画の推進に向けまして、子ども・子育て支援事業に携わる皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました明和町子ども・子育て会議の委員の皆様、またアンケート調査に回答を寄せてくださいました保護者の皆様並びに関係者各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

明和町長　冨塚　基輔

～ 目 次 ～

第１章　計画策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　計画の性格・位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
３　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
５　計画策定の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
６　計画の名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
７　制度改正のポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　明和町の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

１　明和町の少子化等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
２　明和町の子ども・子育て支援の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３　第３期計画に向けた考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第３章　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

１　計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
２　こども施策の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
３　計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
４　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第４章　施策の展開（次世代育成支援行動計画）　・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

１　幼児期の教育・保育及び地域における子育ての支援　・・・・・・・・・・・・・・ 34
２　親と子の健康の確保及び切れ目のない支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備　・・・・・・・・・・・・ 51
４　子育てを支援する生活環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
５　職業生活と家庭生活の両立の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
６　子どもの安全の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
７　支援を要する子どもと家庭への支援の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

第５章　子ども・子育て支援事業の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
（子ども・子育て支援事業計画）
１　計画期間の人口推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
２　教育・保育提供区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
３　量の見込みと確保方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

第６章　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
１　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
２　計画の進捗状況の管理・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
・　明和町子ども・子育て会議条例
・　明和町子ども・子育て会議委員名簿

第１章　計画策定にあたって

１ 計画策定の趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行で価値観や生活環境に変化が生じ、子どもたちと地域社会とのつながりが希薄化しています。

また、それらを起因とした児童虐待や貧困家庭等の増加など、解決すべき子育て家庭の課題が社会問題となっています。

さらにＳＮＳが社会で定着したことで、コミュニケーションのあり方が変化し、不登校の増加、ひきこもり、子育て家庭の孤立、格差拡大等の新たな社会的問題も顕在化しています。

近年の主な国の動き

年	国の動向
令和２年 (2020)	第４次少子化社会対策大綱の閣議決定（５月 29 日）
	新子育て安心プランの公表（12 月 21 日）
令和３年 (2021)	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
	～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～ の閣議決定（12 月 21 日）
令和５年 (2023)	こども基本法の施行（４月１日）
	改正子ども・子育て支援法の施行（４月１日）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正（４月１日）
	こども家庭庁設置法の施行（４月１日）
	改正子ども・若者育成支援推進法の施行（４月１日）
	こども大綱の閣議決定（12 月 22 日）
令和６年 (2024)	改正児童福祉法の施行（４月１日）
	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立（６月５日）
令和７年 (2025)	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設（４月１日）
	こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け （４月１日）
	産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付け）（４月１日）
	経営情報の継続的な見える化の実現（４月１日）
	子ども・子育て拠出金にかかる見直し（４月１日）
	出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設（４月１日）
	子ども・子育て支援特別会計の創設（４月１日）

国の動向をみると、令和５年４月に「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。また、同年４月に「こども家庭庁」が発足し、同年 12 月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しています。

明和町（以下「当町」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年３月に「子どもが 親が 地域が 共に育ち 育て合うまち」を基本理念とした『明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2015』を、そして令和２年３月に子どもの最善の利益が実現できる社会を基本理念に「親と子が共に喜び　共に育ち　輝き続ける　まち」を目指した『第２期明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2020』を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、社会全体での支援に取り組んできました。

２ 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して、新しい仕組みの構築を目指すものです。

また同時に、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」である『めいわ子育てサポートプラン（明和町次世代育成支援行動計画（後期計画））』を引き継ぐ計画として位置づけ、次世代育成支援対策の内容を包括するものとし、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体的に策定しています。

なお、本計画は、当町のまちづくりの指針となる「第７次明和町総合計画」を最上位として、その下位計画に位置づけられ、明和町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画となっています。また、教育・健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携も図っていきます。

子どもを生み、育てやすい環境をつくり出すとともに、子どもが健やかに、いきいきと成長していけるよう、当町の子育て支援施策を総合的に推進していくための計画となっています。

３ 計画の対象

本計画は、町内のおおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域住民を対象とします。子ども・子育て支援法では、「子ども」とは満 18 歳未満とされていますが、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行うものとします。

なお、次世代の親づくりという視点から、一部施策については、今後親となる若い世代も対象とします。

また、社会全体で子育てを支援する視点から、子育て支援を行政と連携して行う事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人も対象とします。

４ 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は５年を１期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとされています。

また、次世代育成支援対策推進法では、５年を１期として「市町村行動計画」を策定することができるとされています。

以上のことから、本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正や当町における施策の変更など必要が生じたときは、それに応じて変更・付加等を行うこととします。

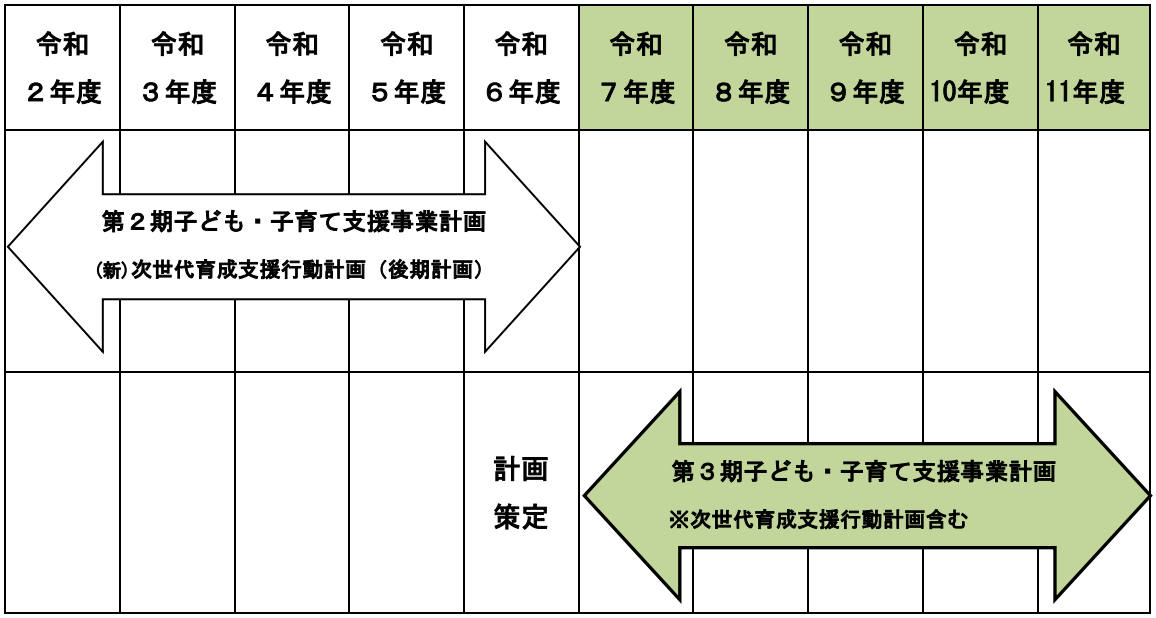

５ 計画策定の体制

（１）明和町子ども・子育て会議の設置

この計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条第１項の規定に基づく「明和町子ども・子育て会議」を設置し、委員からの意見を聴取する中で計画策定に反映しました。

なお、この会議は町民の意見が広く反映されるように、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育・保育関係者、子どもの保護者、労働者を代表する者など 15 名の委員で組織しています。

（２）アンケート調査（ニーズ調査）の実施

当町では、子育て支援施策のニーズを把握するため、令和６年９月初旬から10月末日にかけ、町内に住んでいる18歳未満の児童の保護者に対して「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この調査結果に基づき、本計画の策定に取り組みました。

６ 計画の名称

本計画の名称を「第３期 明和町子ども・子育て支援事業計画　すくすく　めいわ 2025〈令和７年度～令和 11 年度〉」としました。

７ 制度改正のポイント

（１）子ども・子育て支援法改正による国の基本指針について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第３期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は以下のようになっています。

■主な改正点

〇妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付を創設するとともに、児童福祉法に妊婦等包括相談支援

事業が創設されました。

市町村は、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うことが子ども・子育て支援法に規定され、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定することとなりました。

○児童発達支援センター等に関する事項

改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等が規定されました。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されました。

改正子ども・子育て支援法により、新たに定義された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等が行われました。

○経営情報の継続的な見える化

改正子ども・子育て支援法により規定された教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報（経営情報の集計・分析とその結果、施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、人件費や人件費比）の継続的な見える化（公表に努める）について、基本指針に位置付け等が行われました。

○産後ケア事業

産後ケア事業が子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都道府県・市町村の役割分担が明確化されました。

市町村は基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定め、産後ケア事業等実施時における留意点が規定されました。

（２）児童福祉法等の改正について

これまでも児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童の権利擁護が図られた家庭及び養育環境の支援を強化するた

め、令和６年４月１日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。（児童福祉法改正における主なポイントは、包括的な子育て支援強化、虐待防止・児童相談所の体制強化、18 歳以上の自立支援の強化となっています。）

■主な改正内容

○包括的な子育て支援強化

各市町村は、児童福祉及び母子保健が協力し包括的な支援を行う「こども家庭センター」や、身近な子育て支援の場における相談機関設置など包括的な相談支援等を行う施設の整備に努めるよう明記されました。

また、市町村における子育て家庭への支援の充実等を図るため、地域子ども・子育て支援事業に新たに①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設されました。

○虐待防止・児童相談所の体制強化

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施が市町村業務に追加されました。

○18 歳以上の自立支援の強化

これまで児童養護施設の児童は原則 18 歳になると退所することが定められていましたが、年齢による一律の利用制限ではなく必要に応じ 22 歳まで延長し、施設や里親の元で育った若者たちを支援する拠点を設置する事業を創設するよう定められました。

（３）次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は令和７年３月までの時限法でしたが、急速な少子化の進行等を鑑み、令和 17 年３月まで延長されることになりました。

今回の改正を踏まえ、市町村は国の行動計画策定指針に基づき、市町村行動計画を策定する必要が生じました。

■主な改正点

○事業主に対し「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」を義務付け

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

第２章　明和町の現状

１ 明和町の少子化等の現状

（１）総人口・児童人口の現状

当町の令和６年４月１日現在の総人口は 10,776 人です。平成 31 年から令和６年の５年間を比べると、総人口で 514 人、4.6%減少しています。

昭和 55 年の 9,815 人から増加を続け、平成に入ってからも人口が伸びている傾向にありましたが、ここ数年は減少幅が非常に大きくなっています。

前回計画策定時の過去５年間（平成 26 年～平成 31 年）の総人口の変化は 63 人の減少でしたが、この５年間（平成 31 年～令和６年）では 514 人と総人口が大幅に減少しています。

年少人口（０～14 歳の人口）は、令和６年４月１日現在で 1,165 人となっており、平成 31 年から令和６年の５年間で 195 人、14.3%減少しています。一方、65 歳以上は 174 人、5.2%増加しており、少子高齢化が急速に進行していることが分かります。

総人口に占める年少人口の割合は、令和６年４月１日現在 10.8%で、毎年減少しています。

総人口の現状

	令和元年 （平成 31 年）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０～14 歳	1,360 人 12.1%	1,323 人 11.8%	1,266 人 11.5%	1,235 人 11.3%	1,214 人 11.2%	1,165 人 10.8%
15～64 歳	6,599 人 58.5%	6,501 人 57.9%	6,314 人 57.3%	6,219 人 57.0%	6,136 人 56.7%	6,106 人 56.7%
65 歳以上	3,331 人 29.5%	3,402 人 30.3%	3,446 人 31.3%	3,464 人 31.7%	3,473 人 32.1%	3,505 人 32.5%
合計	11,290 人	11,226 人	11,026 人	10,918 人	10,823 人	10,776 人

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

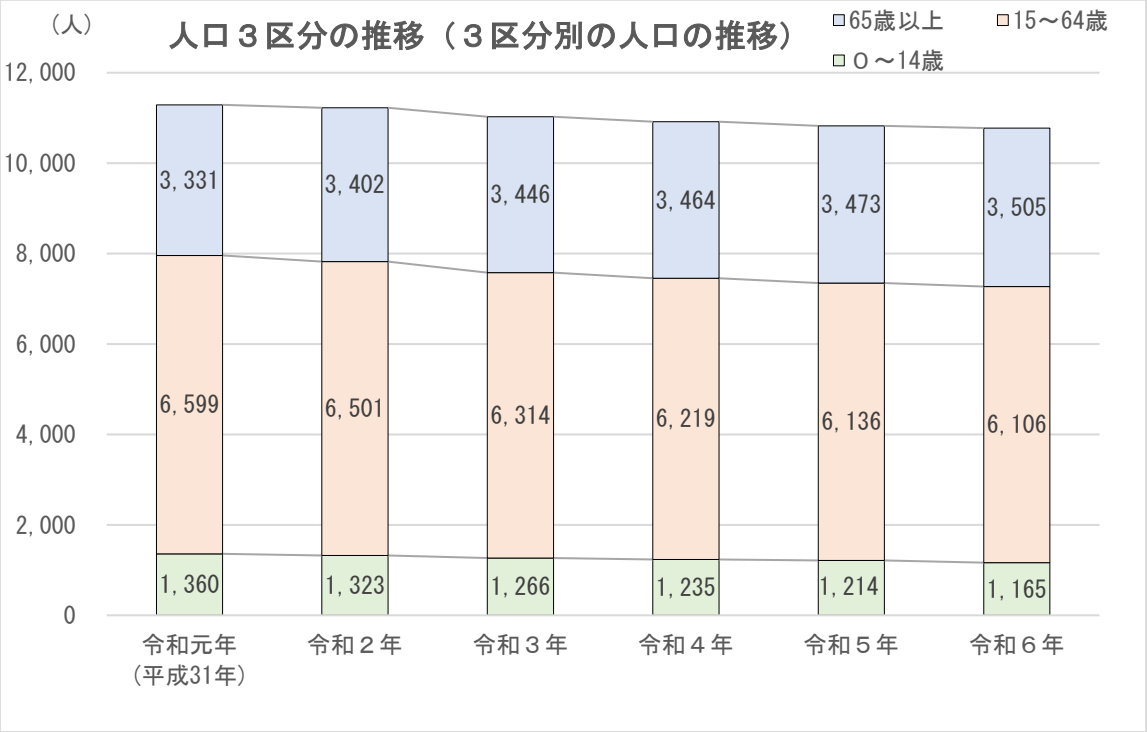

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

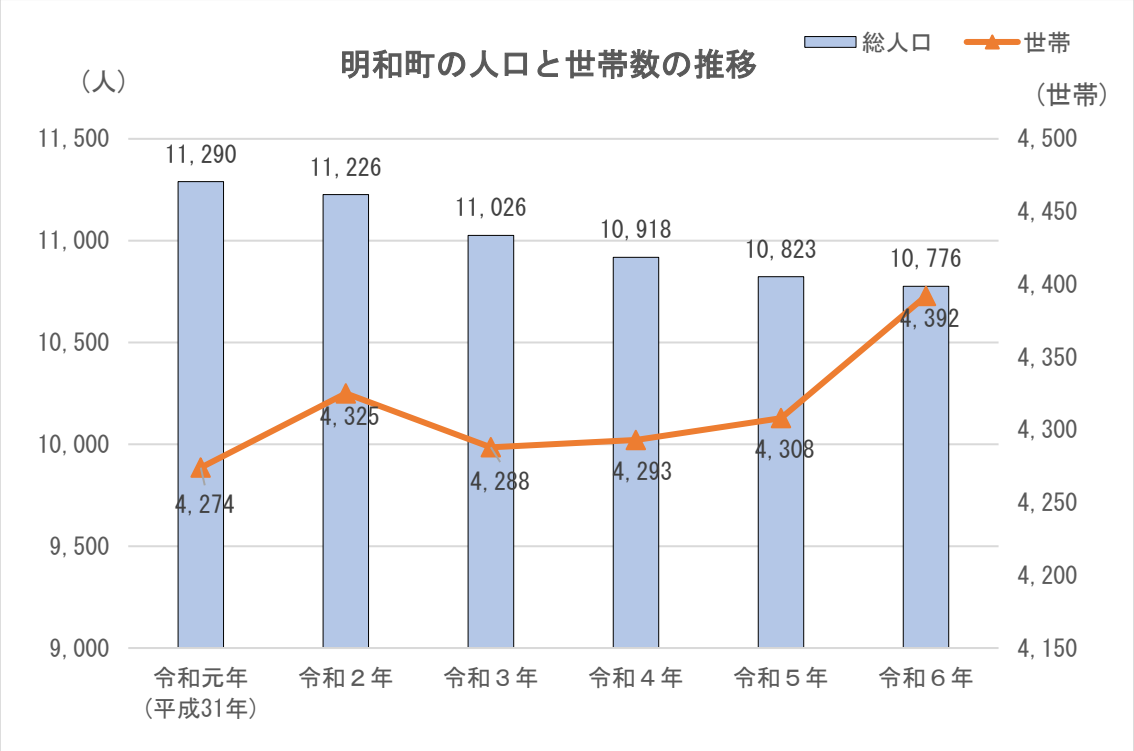

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

計画に関係する18歳までの児童人口の推移は、以下のとおりです。

令和元年（平成31年）の1,677人、14.9%から、令和６年では1,456人、13.5%となっており、児童人口は221人、13.2%減少しています。

総人口の減少率に比べ、児童人口の減少率は高くなっています。

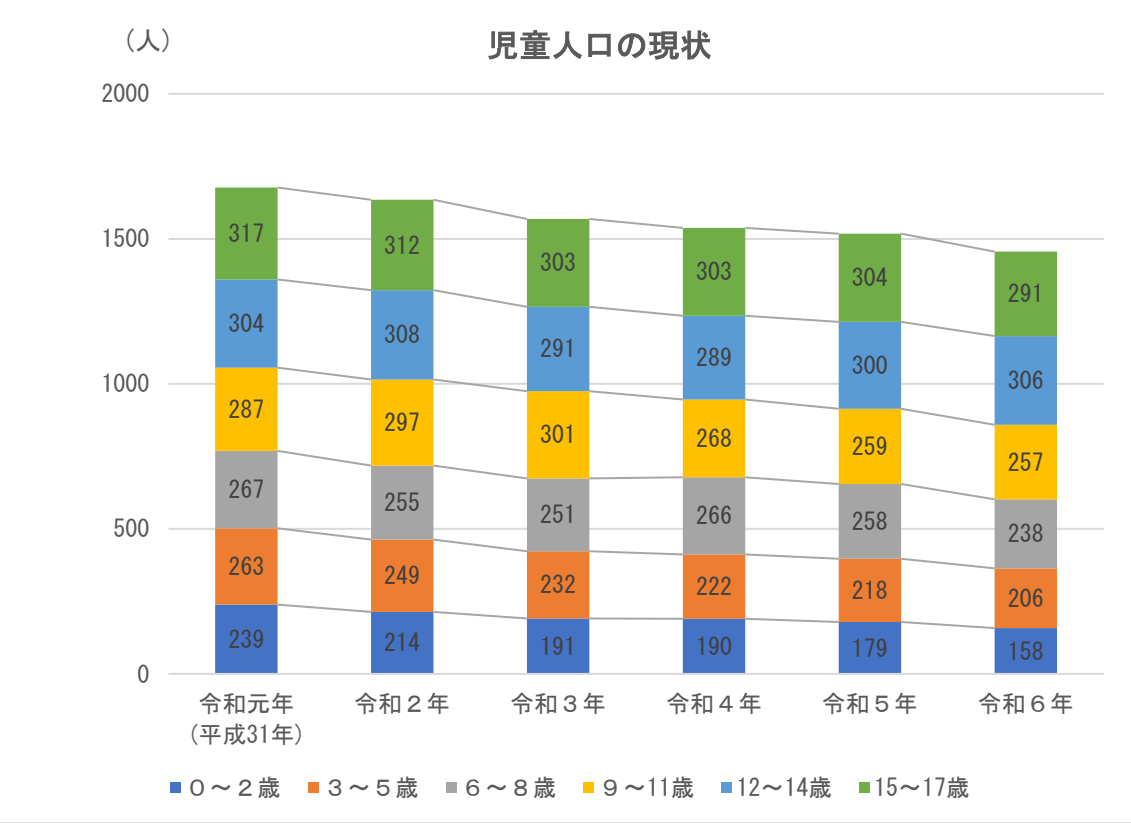

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

児童人口の現状

（単位：人）

	令和元年（平成 31 年）	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳児	72	67	54	55	50	49
１歳児	88	68	72	64	62	46
２歳児	79	79	65	71	67	63
３歳児	84	76	75	65	70	68
４歳児	91	81	76	78	68	69
５歳児	88	92	81	79	80	69
０～５歳児計	502	463	423	412	397	364
６歳児(小 1)	70	89	92	82	80	78
７歳児(小 2)	96	70	89	93	84	79
８歳児(小 3)	101	96	70	91	94	81
９歳児(小 4)	102	103	95	71	91	94
10 歳児(小 5)	94	102	102	95	71	92
11 歳児(小 6)	91	92	104	102	97	71
６～11 歳児計	554	552	552	534	517	495
12 歳児(中 1)	105	94	92	104	103	97
13 歳児(中 2)	109	105	94	92	105	105
14 歳児(中 3)	90	109	105	93	92	104
15 歳児	107	90	108	106	93	92
16 歳児	116	107	88	108	105	91
17 歳児	94	115	107	89	106	108
12～17 歳児計	621	620	594	592	604	597
合計	1,677	1,635	1,569	1,538	1,518	1,456

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯数の現状

令和元年（平成 31 年）4,274 世帯から令和６年 4,392 世帯と、118 世帯、2.7%の増加となっています。

また、1 世帯当たりの平均人員数は令和元年 2.64 人から令和６年 2.45 人と減少が続いており、核家族化が進行していると考えられます。

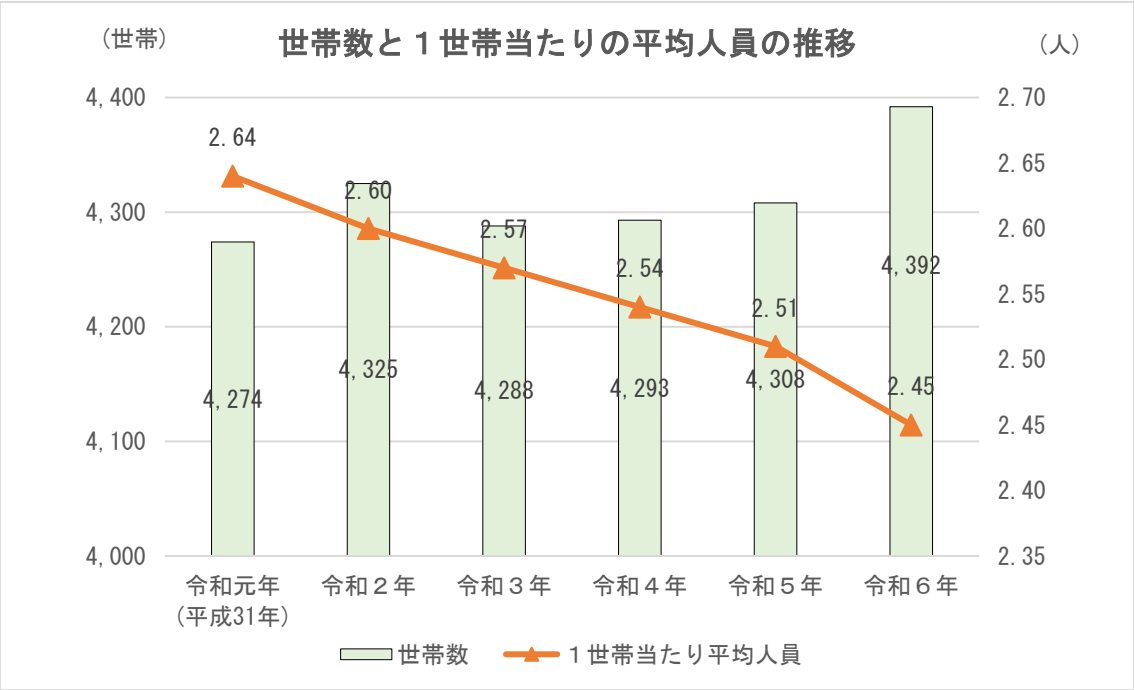

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）出生数・合計特殊出生率の現状

出生数は、平成 30 年の 64 人から令和５年の 34 人と、増減を繰り返しながら減少傾向を示しています。

合計特殊出生率も、平成 30 年の 1.19 から令和５年の 0.67 と、出生数同様に増減を繰り返しながら減少傾向を示しています。また、国・県の合計特殊出生率と比べ、低い値となっています。

※出生率：人口千対

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

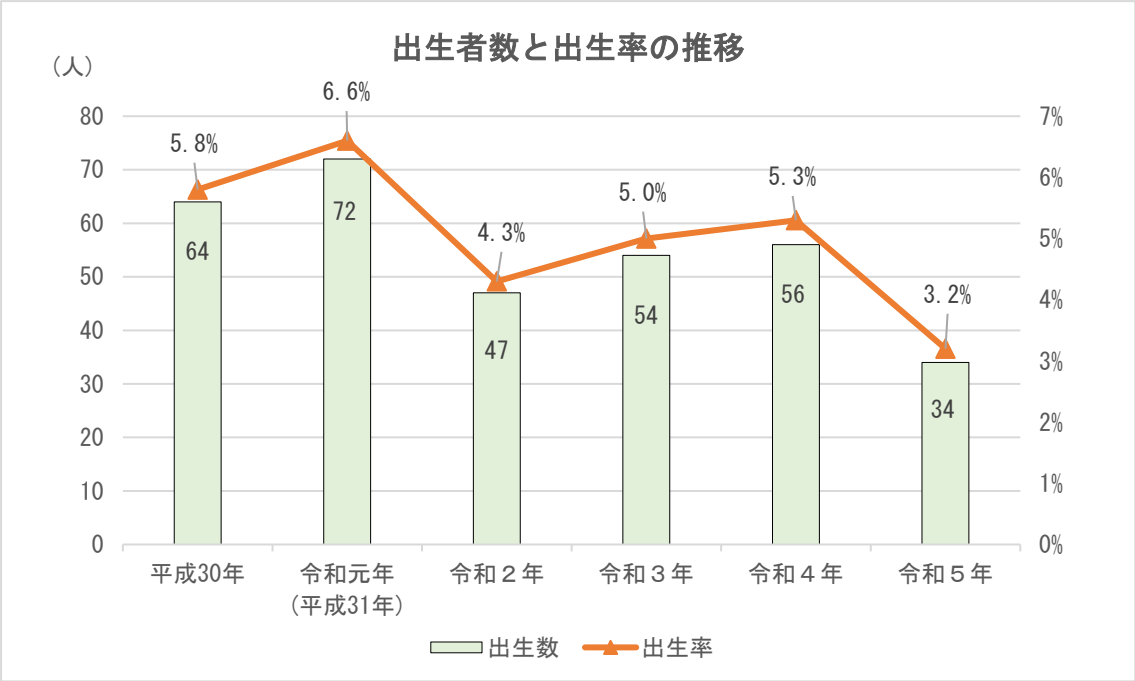

※群馬県人口動態調査

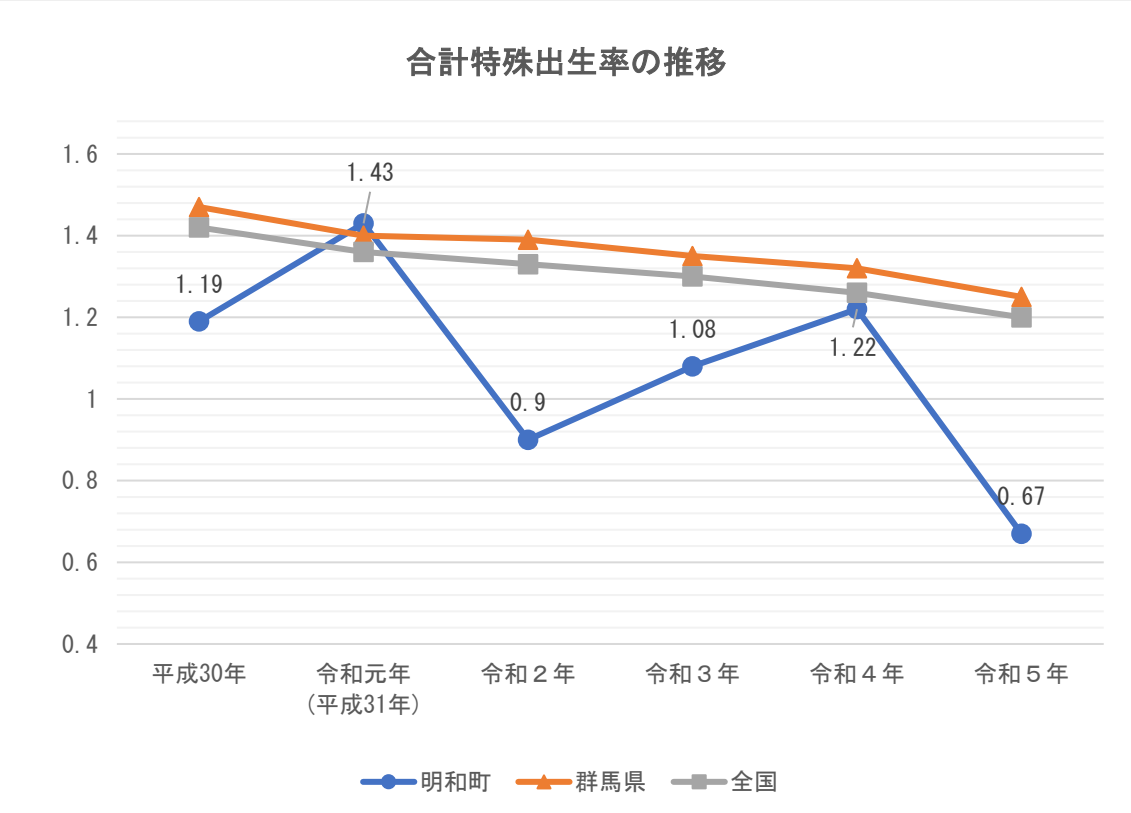

※群馬県人口動態調査

２ 明和町の子ども・子育て支援の現状と課題

（１）教育・保育関係施設等の状況

教育・保育施設の設置状況は、以下のとおりです。

東部・中部・西部それぞれにあった幼稚園・保育園は平成12年に統廃合し、中部地区に１か所となり、さらに、平成19年度からその幼稚園・保育園が幼保連携型認定こども園となりました。

地域子育て支援拠点である地域子育て支援センターが認定こども園内に併設されているほか、平成29年度にふれあいセンタースズカケ内に１か所、平成30年度にふれあいセンターポプラ内に１か所設置されています。

その他、児童育成支援拠点事業として、令和６年度に子ども第三の居場所こどものいえメイプルが設置となり、令和７年４月からは教育支援センターも同施設内へ移転します。

町内に所在する教育・保育関係施設は、公立認定こども園１か所、小学校２か所、中学校１か所、県立高等学校１か所、放課後児童クラブ（学童保育所）２か所となっています。

また、関連事業として、各小学校内で放課後子ども教室が開催されています。

区　分	設置数	施設名
認定こども園	１か所	明和こども園
地域子育て支援拠点	３か所	明和町子育て支援センター
		ふれあいセンタースズカケ(すくすくひろば)
		ふれあいセンターポプラ(にこにこひろば)
小学校	２か所	明和東小学校
		明和西小学校
中学校	１か所	明和中学校
高等学校	１か所	県立館林商工高等学校
放課後児童クラブ（学童保育所）	２か所	東部学童保育所
		西部学童保育所
放課後子ども教室	２か所	明和東小学校（あおぞら）
		明和西小学校（あくしゅ）
児童育成支援拠点	１か所	子ども第三の居場所（こどものいえメイプル）
教育支援センター	１か所	

① 明和こども園の状況

令和２年度から令和６年度にかけてのこども園児数の推移は、以下のとおりです。

３歳以上の児童については、短時間保育児・長時間保育児を合わせると町内の児童のほとんどがこども園を利用している状況です。

短時間保育児は令和２年度より減少し続けており、令和６年度は 62 人となっています。長時間保育児は 200 人前後で推移しており、定員を上回る状況が続いています。

保育室の確保、保育教諭の確保に努め、待機児童ゼロを維持しています。

明和こども園園児数の推移

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
短時間保育児	定員数	170	170	170	170	170
	入園児数	108	87	81	64	62
長時間保育児	定員数	190	190	190	190	190
	入園児数	207	215	199	215	206
計	定員数	360	360	360	360	360
	入園児数	315	302	280	279	268

※短時間保育児：学校基本調査　　各年５月１日現在

② 地域子育て支援拠点の利用状況

その年の出生数により増減はありますが、３歳未満児親子の利用が定着していると考えられます。

明和こども園内の「子育て支援センター」の利用数は減少していますが、ふれあいセンター内の「すくすくひろば」と「にこにこひろば」の利用数は増加しており、利用者が東西地区へ分散していることが分かります。

３カ所の地域子育て支援拠点全体の利用者は増加しており、子育て親子の交流の場としてのニーズが高いことが考えられます。

地域子育て支援拠点利用者数の推移（延べ人数）

（単位：人）

	令和元年度（平成31年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
子育て支援センター（明和こども園）	1,891	2,209	1,714	1,722	1,114
すくすくひろば（ふれあいセンタースズカケ）	941	1,093	1,355	1,546	1,839
にこにこひろば（ふれあいセンターポプラ）	2,141	1,621	2,235	2,366	2,992
合計	4,973	4,923	5,304	5,634	5,945

※こども園：学校教育課資料

※ふれあいセンター：健康こども課資料

③ 小学校・中学校の状況

児童数・生徒数は、対象年齢の年の出生数により増減はありますが、出生数の減少により全体的に減少傾向にあります。

明和東小学校では、令和２年度から令和６年度にかけて微減傾向となっています。明和西小学校では、令和２年度と令和３年度では370人程度で推移していましたが、令和４年度から令和６年度にかけて39人減少しています。明和中学校では、令和２年度から令和４年度にかけて減少していましたが、令和５年度から上昇に転じており、300人程度で推移しています。

小学校児童数・中学校生徒数の推移

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
明和東小学校	167	167	161	163	163
明和西小学校	371	373	361	341	322
小学校計	538	540	522	504	485
明和中学校	301	283	279	291	296
小・中学校計	839	823	801	795	781

※学校基本調査　各年５月１日現在

④ 放課後児童クラブ（学童保育所）・放課後子ども教室の状況

利用者数はその年の児童数により増減はありますが、全体的に増加傾向にあります。

保護者の就労等により放課後児童健全育成事業などの放課後児童対策の充実が求められており、利用者増加に対応するための受け入れの確保が必要となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室登録者数の推移

（単位：人）

	令和元年度（平成31年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後児童クラブ（学童保育所）	115	121	139	154	163
放課後子ども教室	153	145	140	102	135

※学童保育所：健康こども課資料

※放課後子ども教室：生涯学習課資料

（２）明和町の子育て世代の課題

本計画の策定に向けて、子ども・子育てに関する生活実態と意見・要望を把握することを目的に「子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施しました。

この「子ども・子育て支援事業計画アンケート」から、明和町の子育て世代が抱える様々な課題が明らかになりました。

調　査　の　概　要

目　　的　子育ての実態や教育・保育、子育て等に関するニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画に反映させるための基礎資料とする

調査対象　町内の18歳未満（高校３年生相当まで）の児童がいる家庭

発 送 数　920件

実施時期　令和６年９月～１０月

調査方法　対象世帯に郵送、オンラインによる回答。

回 収 数　305件

回 収 率　33.2%

【調査結果について】

※割合(%)は、小数点以下第２位を四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

※複数回答の設問の場合、選択肢ごとの回答数の割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

※グラフのＮ値はサンプル数を表しています。

明和町の子育て世帯の就労状況等について

父母がフルタイムで就労している「タイプＢ」が最も多く、未就学児のいる世帯では５割以上、就学児のいる世帯でも４割以上となっています。

また、ひとり親世帯の「タイプＡ」、共働き相当世帯の「タイプＢ」、「タイプＣ」、「タイプＣ’」の割合は、未就学児のいる世帯、就学児のいる世帯において、いずれも９割程度となっています。

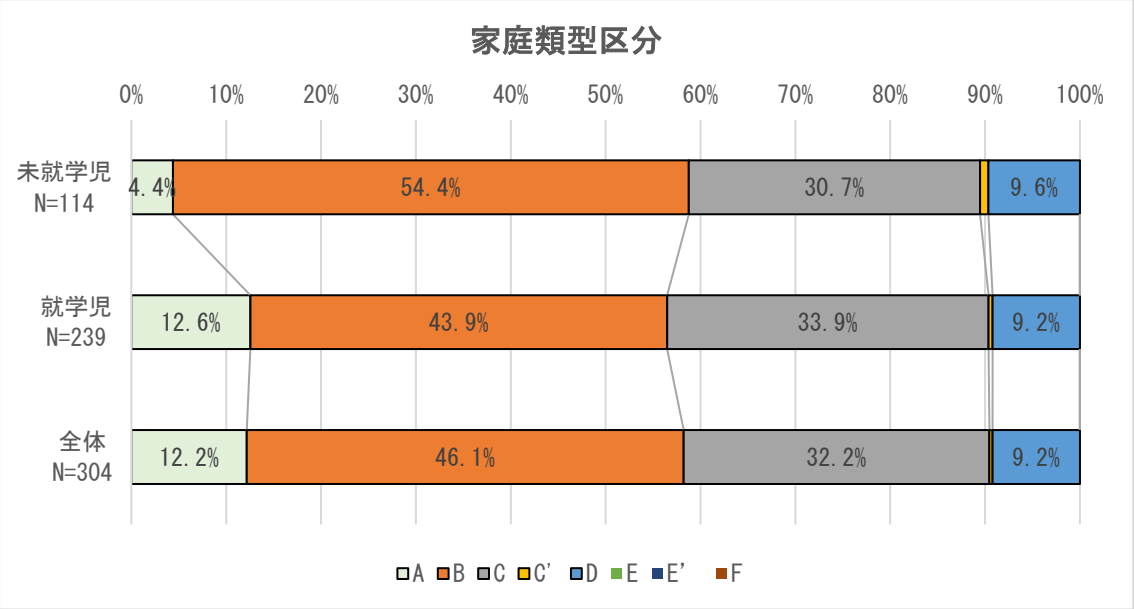

（単位：人）

家庭類型区分	概要	未就学児	就学児	全体
タイプＡ	ひとり親世帯	5	30	37
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	62	105	140
タイプＣ	フルタイム×パートタイム	35	81	98
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム（短）	1	1	1
タイプＤ	専業主婦（夫）	11	22	28
タイプＥ	パートタイム×パートタイム	0	0	0
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム（短）	0	0	0
タイプＦ	無業×無業	0	0	0
合計		114	239	304

※育児休業中の場合は、直近の就労状況で集計。

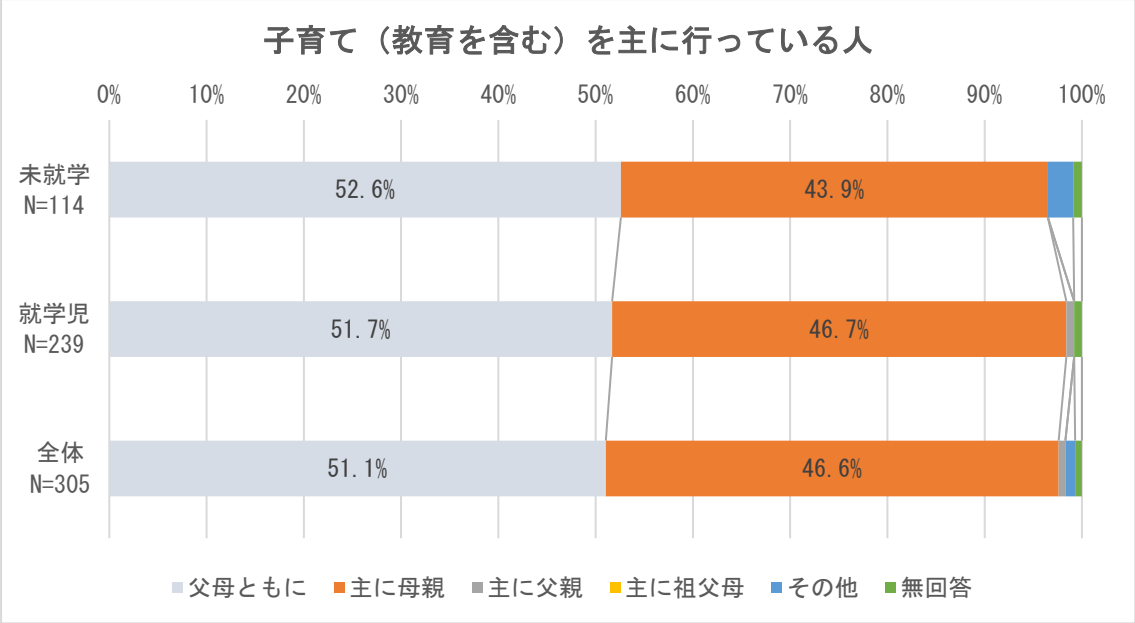

家族・親族・知人に見守られている明和町の子育て世代

子育て（教育を含む）を主に行っている人については、未就学児のいる世帯、就学児がいる世帯ともに「父母ともに」が５割以上と割合が最も高く、次いで「主に母親」が４割以上となっています。

就学時のいる世帯に比べ、未就学児のいる世帯は、父母ともに子育てを行っている世帯が多くなっています。

お子さんを見てもらえる人の有無について

「日常的に親族や知人・友人に子どもをみてもらえる」と回答した未就学児・就学児のいる世帯は４割程度となっています。「緊急時に親族や知人・友人に子どもをみてもらえる」と回答した未就学児のいる世帯は７割程度、就学児のいる世帯は６割程度となっています。

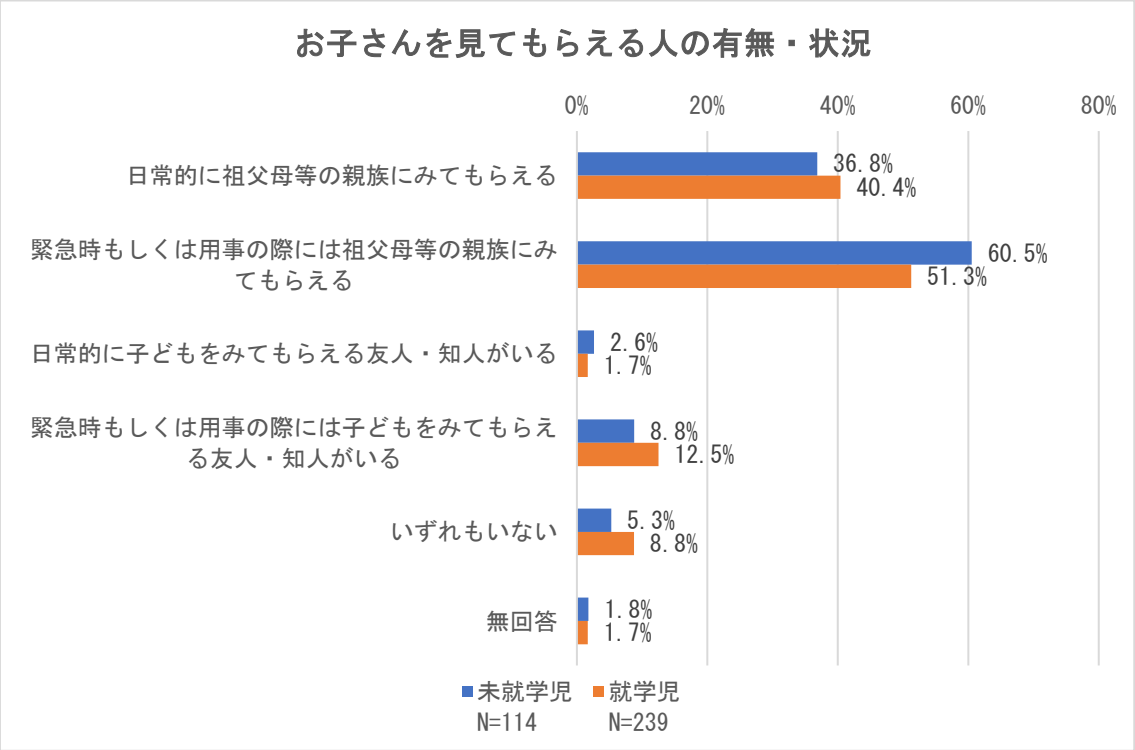

父母ともに就労率が高く、保育ニーズが高い

未就学児のいる世帯、就学児のいる世帯は、９割の世帯が共働き相当（ひとり親世帯含む）となっています。

また、就学児のいる世帯においては、父母ともにフルタイムの世帯が４割以上で、ひとり親世帯を含めると５割程度となっています。

一方で、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる世帯は４割程度であるため、特に平日の日中・放課後の保育ニーズが高いと推定されます。

また、おおよそ半数の世帯が、父母ともに子育てをしており、父親の子育て意識、母親の社会進出や就労意識の高まっていると推定されます。

未就学児のお子さんがいる世帯の教育・保育の事業の利用状況について

未就学のお子さんのいる世帯の９割弱が明和こども園を利用しております。また、現在の利用の有無にかかわらず、利用したい事業も認定こども園が最も多く、８割以上となっています。町内の保育施設が認定こども園１カ所であるため、利用状況・意向において偏りが生じていると考えられます。

なお、利用希望の事業では認定こども園以外のニーズも生じてきており、ニーズの多様化にあわせて施策の検討が必要と思われます。

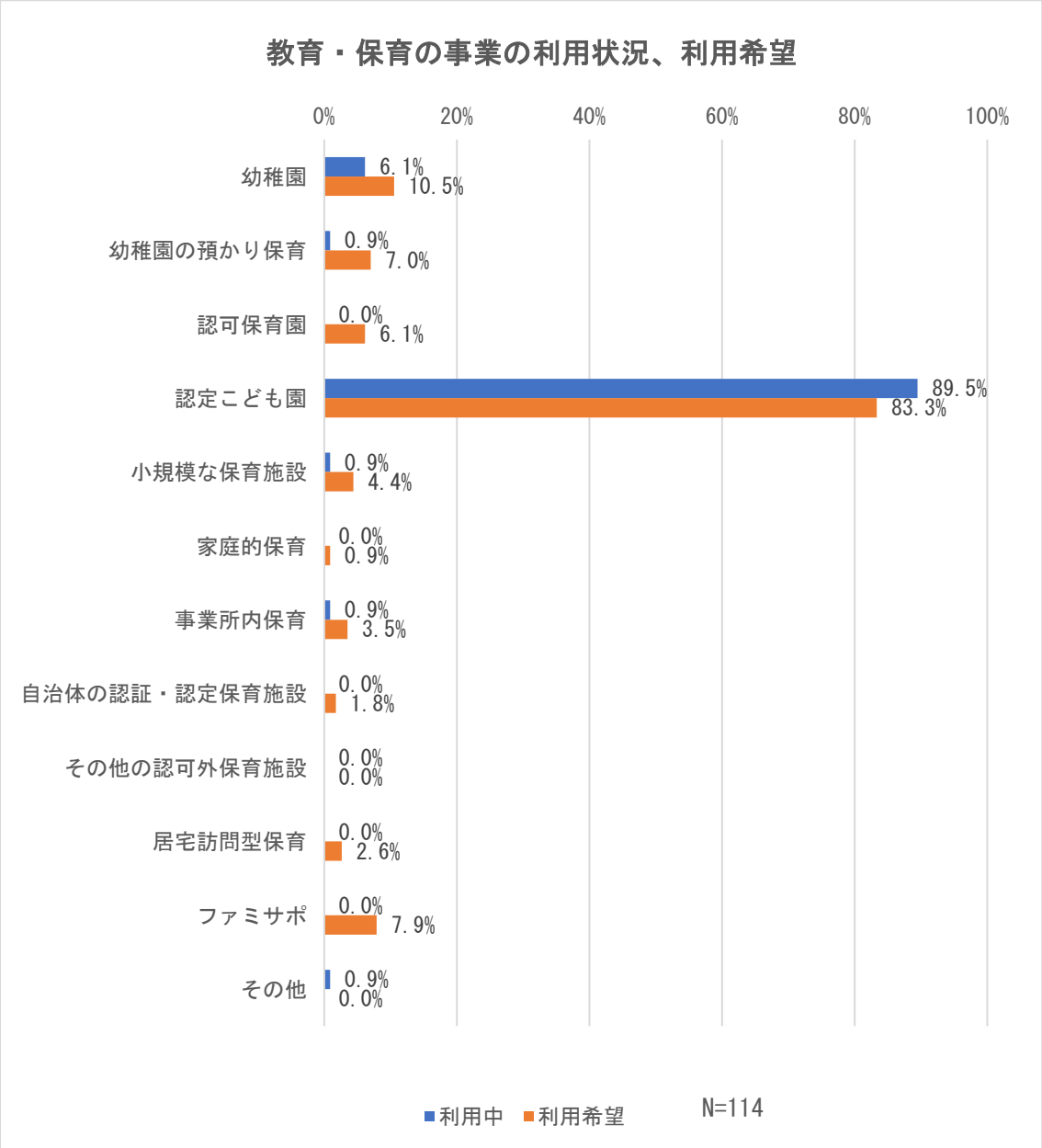

未就学児の土曜日・日曜祝日の教育・保育の事業の利用希望について

未就学児のいる世帯において、土曜日の利用希望は、「利用する必要がない」が71.9%となっています。また、日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要がない」が85.1%となっています。

土曜日の利用希望においては「月に１～２回利用したい」、「ほぼ毎週利用したい」の回答は３割弱です。

日曜・祝日の利用希望においては、「月に１～２回利用したい」、「ほぼ毎週利用したい」の回答は１割程度となっています。

土曜日の利用希望に比べて、日曜・祝日の利用希望は低い状況になっています。

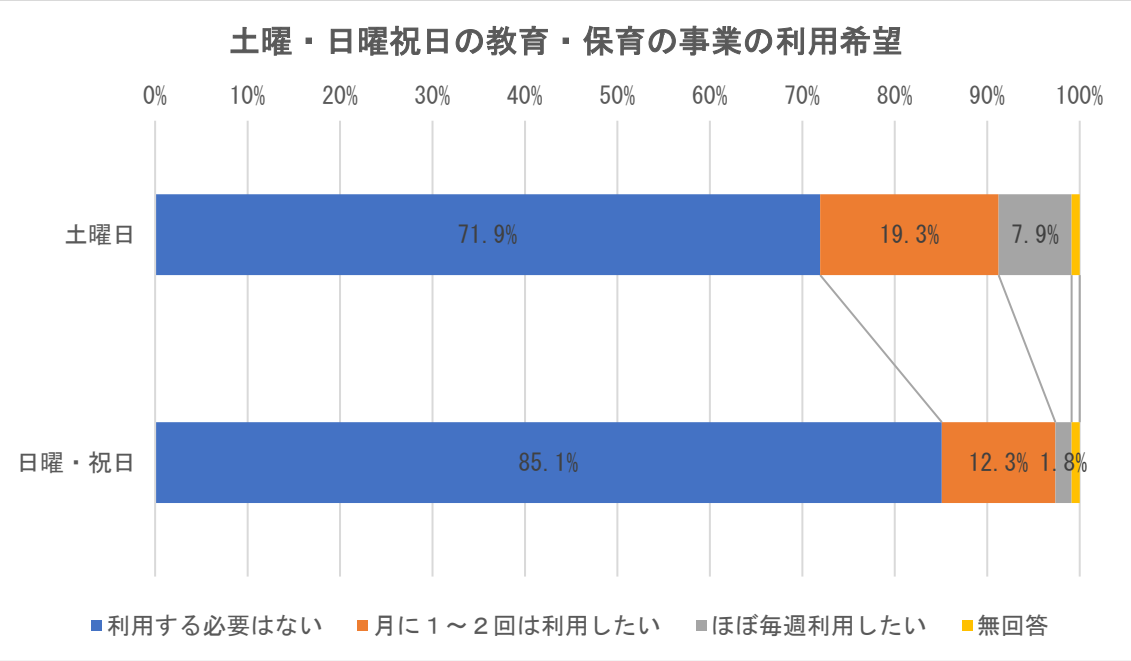

放課後の時間の過ごし方について

来年度、就学見込みのお子さんがいる世帯と低学年（１～３年生）のお子さんがいる世帯では、低学年時の放課後の過ごし方（予定含む）は「放課後児童クラブ（学童）」が50.9%と最も多く、次いで「放課後子ども教室」と「自宅」が49.1%となっています。

来年度、就学見込みのお子さんがいる世帯と低学年（１～３年生）のお子さんがいる世帯、及び高学年（４～６年生）のお子さんがいる世帯では、高学年時の放課後の過ごし方（予定含む）は、「自宅」が54.7%と最も多く、次いで「習い事」が39.5%、「放課後児童クラブ（学童）」が35.5%となっています。

低学年中は「放課後児童クラブ（学童）」や「放課後子ども教室」の公的な教育・保育の利用（見込含む）が多くなっていますが、高学年中は「自宅」や「習い事」の家族での保育・民間サービスの利用（見込含む）が多くなっています。

お子さんの成長につれて、自宅での留守番や習い事等の民間サービスへ移行していると考えられます。

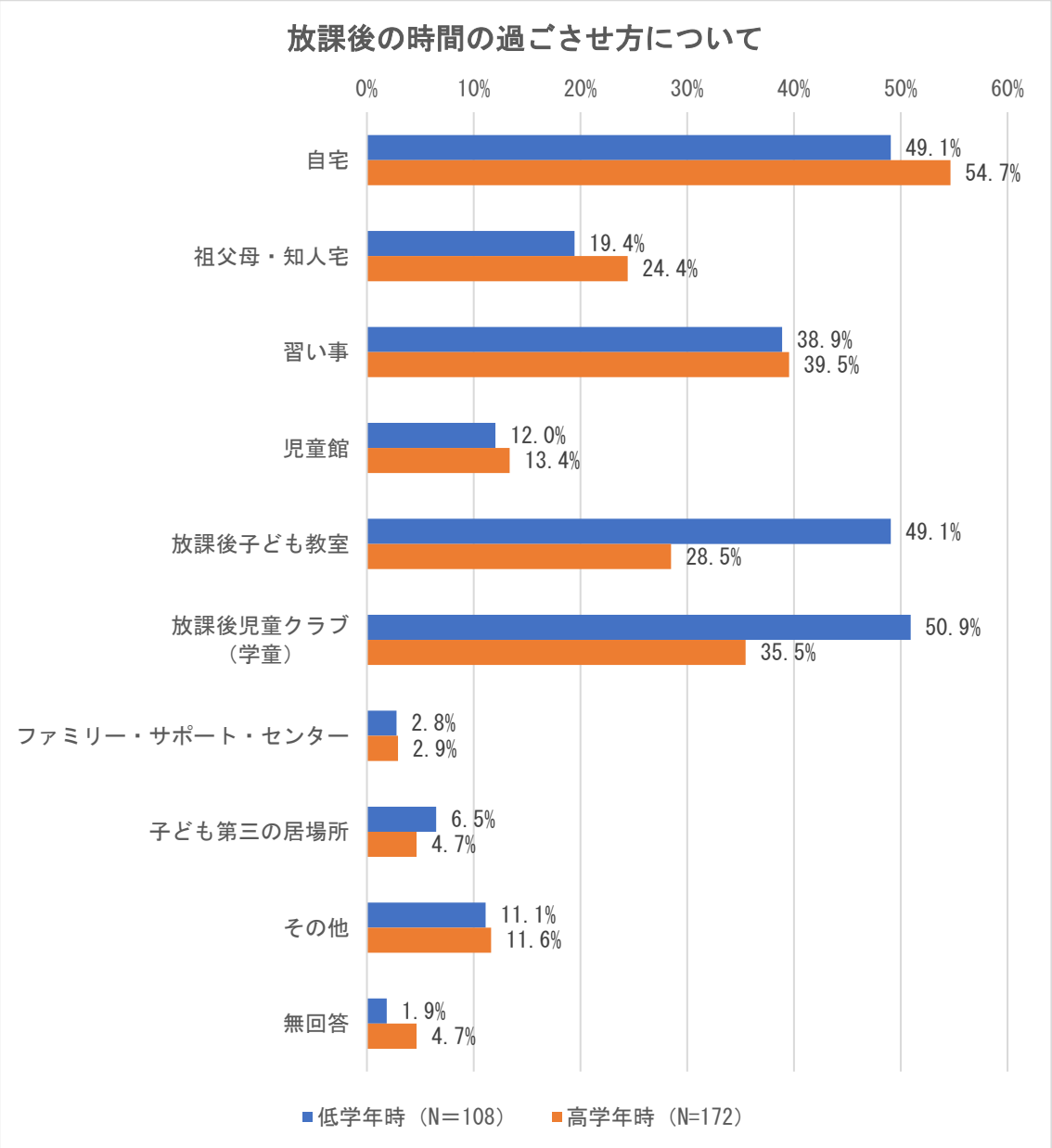

３ 第３期計画に向けた考え方

当町における過去５年間の総人口及び児童人口は減少傾向であり、児童人口の減少率は、総人口の減少率よりも大きい状況となっています。その一方、世帯数は増加し、１世帯当たりの平均人員は減少し続けているため、核家族化が進んでいます。

アンケート調査の結果から、子育て世帯の大半が両親共働きであり、その共働き世帯の約半数が、父母ともにフルタイム相当の就労時間となっています。一方で、核家族化の進行に伴い、父親の育児参加率も高くなっていますが、父母の就労中に子どもを保育する家族がいない世帯も多い状況です。

また、母親が就労している世帯が大半であり、育休後も復帰を希望する回答が多くみられています。このことから、女性の社会進出が進んでおり、結婚、妊娠、子育てを経ても継続した就労への支援が必要と考えます。

児童人口の減少は見られるものの、サービスや子育て支援の需要が増しており、町としてこのような変化に対応できる質の高い教育・保育の確保を目指していきます。

放課後児童対策については、放課後子ども教室の利用者は概ね横ばいになりますが、放課後児童クラブ（学童保育）の利用者は増加傾向になっています。また、子どもが低学年のうちは、放課後子ども教室や放課後児童クラブ（学童保育）の利用（見込み含む）意向が高く、子どもが高学年になるにつれて、自宅での留守番や習い事等の民間サービスを利用する世帯が増加していく傾向が見られています。児童人口の減少に反し、低学年時の利用ニーズの高い状況が推察されるため、各事業の受け入れ態勢を確保します。

また、子育てに関する行政等への要望では、真夏・真冬の天候が厳しい時期でも、安心して遊べる「室内の遊び場」を求める声が多く上がっております。開発部署と連携しながら、子どもの遊び場・居場所の確保に向けた検討をしていきます。

子育て世帯への相談支援については、令和６年度にこども家庭センターを立ち上げ、母子保健と児童福祉が連携し家庭支援や児童虐待への早期の支援を実施しています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本計画は、「明和町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として位置づけています。

子どもは家庭をその育ちの基盤としながらも、地域社会との様々な関わりにより社会的な存在として育っていきます。しかし、昨今では子どもを取り巻く家庭環境や地域社会が大きく変化し、今まで子育て家庭を支えてきた地域社会の機能が大きく低下しています。

価値観が多様化する中、今までの家族観や地域社会の常識が変化し、画一的な支援内容では通用しなくなっています。このような状況の中、家庭だけではなく地域や町全体で子育て家庭を支援する仕組みづくりが今町に求められている大きな役割です。

町ではひとりひとりに寄り添うきめ細やかな支援により、どのような家庭環境の子どもであっても体験や学びの機会が得られる環境を整えていきます。

計画の基本理念

すべてのこどもの権利が尊重され

親や地域が希望を持って子育てできるまち

２ こども施策の基本理念

本計画の推進にあたっての基本理念は、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針と、こども基本法に基づく６つの理念とします。

（１）すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

（２）すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

（３）年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

（４）すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

（５）子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

（６）家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

３ 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の８つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

（１）幼児期の教育・保育及び地域における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場の提供や相談支援など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指していきます。

（２）親と子の健康の確保及び切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・育児ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、父親とともに安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校等と地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な住宅の建設の促進や地域の居住環境の整備に努めていきます。

（５）職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるように、きめ細かな教育・保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報・情報提供等を関係機関と連携しながら推進していきます。

（６）子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携し、きめ細かな支援を推進していきます。

（７）支援を要する子どもと家庭への支援の推進

児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立支援、ヤングケアラー支援、障がい児及びその家庭などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな支援の提供を推進し、どのような環境の子どもであっても、学びの機会と将来への希望が持てる環境を整えていきます。

（８）子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）

子ども・子育て支援法第61条第１項に規定する子ども・子育て支援事業計画（本計画第５章）に基づき、子ども・子育て支援新制度による事業を推進します。

４ 計画の体系

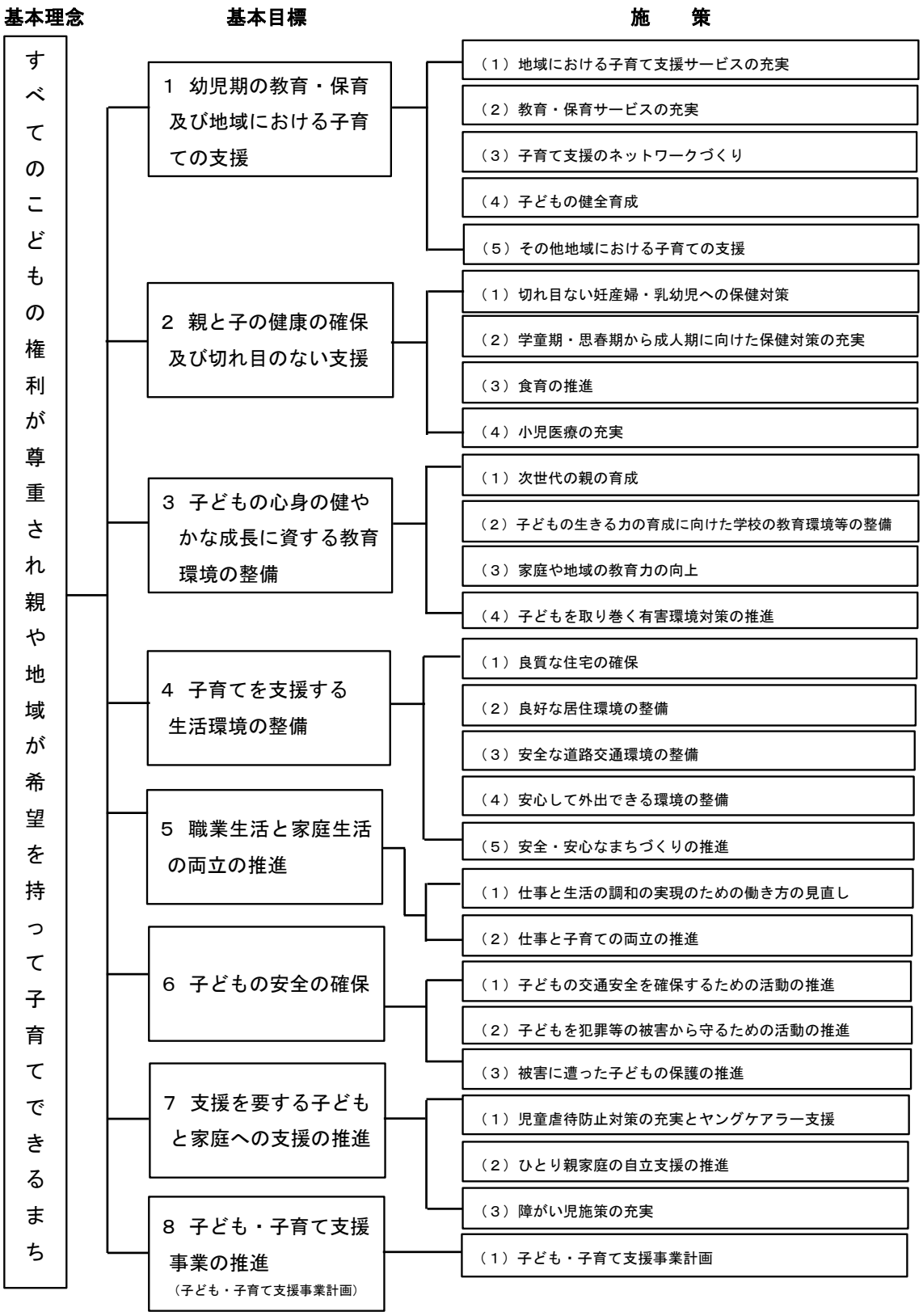
基本理念
基本目標
施　策
すべてのこどもの権利が尊重され親や地域が希望を持って子育てできるまち
１ 幼児期の教育・保育及び地域における子育ての支援
（１）地域における子育て支援サービスの充実
（２）教育・保育サービスの充実
（３）子育て支援のネットワークづくり
（４）子どもの健全育成
（５）その他地域における子育ての支援
２ 親と子の健康の確保及び切れ目のない支援
（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
（３）食育の推進
（４）小児医療の充実
３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
（１）次世代の親の育成
（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
（３）家庭や地域の教育力の向上
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
４ 子育てを支援する生活環境の整備
（１）良質な住宅の確保
（２）良好な居住環境の整備
（３）安全な道路交通環境の整備
（４）安心して外出できる環境の整備
（５）安全・安心なまちづくりの推進
５ 職業生活と家庭生活の両立の推進
（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
（２）仕事と子育ての両立の推進
６ 子どもの安全の確保
（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進
（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
（３）被害に遭った子どもの保護の推進
７ 支援を要する子どもと家庭への支援の推進
（１）児童虐待防止対策の充実とヤングケアラー支援
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進
（３）障がい児施策の充実
８ 子ども・子育て支援事業の推進
（子ども・子育て支援事業計画）
（１）子ども・子育て支援事業計画

基本理念	基本目標	施　策
すべてのこどもの権利が尊重され親や地域が希望を持って子育てできるまち	１ 幼児期の教育・保育及び地域における子育ての支援	（１）地域における子育て支援サービスの充実
		（２）教育・保育サービスの充実
		（３）子育て支援のネットワークづくり
		（４）子どもの健全育成
		（５）その他地域における子育ての支援
	２ 親と子の健康の確保及び切れ目のない支援	（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
		（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		（３）食育の推進
		（４）小児医療の充実
	３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	（１）次世代の親の育成
		（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		（３）家庭や地域の教育力の向上
		（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	４ 子育てを支援する生活環境の整備	（１）良質な住宅の確保
		（２）良好な居住環境の整備
		（３）安全な道路交通環境の整備
		（４）安心して外出できる環境の整備
		（５）安全・安心なまちづくりの推進
	５ 職業生活と家庭生活の両立の推進	（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
		（２）仕事と子育ての両立の推進
	６ 子どもの安全の確保	（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		（３）被害に遭った子どもの保護の推進
	７ 支援を要する子どもと家庭への支援の推進	（１）児童虐待防止対策の充実とヤングケアラー支援
		（２）ひとり親家庭の自立支援の推進
		（３）障がい児施策の充実
	８ 子ども・子育て支援事業の推進 （子ども・子育て支援事業計画）	（１）子ども・子育て支援事業計画

第４章　施策の展開
（次世代育成支援行動計画）

１ 幼児期の教育・保育及び地域における子育ての支援

◆◇現状と課題◇◆

核家族化や価値観の変容による人間関係の希薄化など、社会全体での子育て力が低下し、子どもや子育て家庭が置かれている環境が厳しい状況となってきています。多くの子育て家庭が家庭という閉ざされた環境下で、親の手だけによる子育てをしなければならない現状です。

町では、子育て中の親子が交流できる場や、身近で相談できる場の設置等、子育て支援の充実を図ってきました。今後も子育て支援事業の展開を図り、より一層ニーズに対応できるような体制づくりを進めていきます。

地域ぐるみで子育て支援をするメリットには、育児知識の提供や見守りによる安心感、子育ての負担感軽減などの効果があり、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者など多世代の人々との交流が子どもの社会性や生き抜く力を育んでいきます。

本計画策定により、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援、教育・保育サービス等の更なる充実を図っていきます。また、子どもや子育て家庭への見守りや地域活動を通じ、人と人とのつながりを感じられるような環境づくりを目指していきます。

◆◇施策の方向◇◆

（１）地域における子育て支援サービスの充実

共働き家庭やひとり親家庭の増加、価値観や勤務形態の多様化などにより、地域の子育て機能の低下が生じています。また、それらにより子育て家庭の負担感の増大が懸念されています。すべての子育て家庭への支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

また、３カ所の地域子育て支援拠点を中心に親同士が交流や情報を交換できる機会を提供し、子育てサークルなどの自主的活動の場を確保できるように努めていきます。その中で子育ての悩みや不安を気軽に相談できるよう、

多様なニーズに合わせたサポート体制を関係機関・団体等と連携しながら地域全体で推進していきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・ふれあいセンター）	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援していきます。	継続	健康こども課 学校教育課
子育てサークル活動支援事業	子育て支援センターにおいて、就学前の親子が子育ての情報交換、また親子の遊びや交流をすることを応援し、サークル化の促進や活動の支援を行います。	継続	学校教育課
子育てサロンへの場の提供	子育て支援センター等の施設を開放し、子育てサークルに加入していない親子も子育ての情報交換、親子の遊びや交流を行えるようサロン的な場を提供します。	継続	学校教育課
子育て情報の提供	子育て環境の充実のために、広報紙、パンフレット、町のホームページ、明和町公式LINE、インスタグラム、子育てアプリKotomo等を活用し、子育てに関する情報の提供を行います。	拡大	健康こども課
出産祝金の支給	出産・子育て家庭に対して祝金を支給することにより、児童の出産を祝福し、子育て世帯への経済的支援を行います。	拡大	健康こども課
児童手当の支給	18歳までの児童の養育者に、家庭等における生活の安定に寄与し、次世代の社会を担う児童の健やかな成長を図ることを目的として支給します。	拡大	健康こども課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業は仕事と育児との両立支援及び児童福祉の向上を目的とした事業で、育児のサポートをしたい人と育児のサポートを受けたい人がそれぞれ会員登録し、センターがその斡旋（サポートを受けたい会員からの依頼に応じて、サポートしてくれる会員を紹介する）を行う助け合いのしくみです。子育て支援拠点等（スズカケ・ポプラ）を活用し、ボランティアだけではなく専門職も交えながら多様なニーズに対応していきます。	新規	健康こども課

（２）教育・保育サービスの充実

安心して子育てと仕事が両立できるように、サービスを提供できる環境の整備や対応に向けた職員の確保などを積極的に取り組んでいきます。

また、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等への研修を実施し、教育・保育サービスの質の向上を図っていきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
教育・保育環境の整備	明和こども園は、就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」として設置され、幼保一元化を実現しています。今後も教育・保育環境の整備に努め、幼児期の学校教育・保育の充実を図っていきます。	継続	学校教育課
通常保育事業	明和こども園において、保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。０歳から就学前児童の健全育成を目指し、保育の充実を図ります。	継続	学校教育課
延長保育事業、夜間保育、休日保育事業、特定保育事業の検討	保護者の多様な就労形態に対応するため、ニーズ調査の結果等の保護者のニーズを検証しながら、必要に応じて実施を検討していきます。	検討	学校教育課
障がい児保育事業	明和こども園において、保護者の労働や疾病などの理由により保育を必要とする障がいのある子どもの保育を、子どもの状態に応じて可能な範囲で実施しています。今後も障がいを持った子どもが安心して保育を受けられる環境づくりに努めていきます。	継続	学校教育課
一時預かり保育事業	明和こども園において、保護者が疾病や用事等で一時的に保育が困難になった乳幼児の保育を行います。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
病児病後児保育事業	児童が病気中または病気の回復期にあって集団保育が困難な場合に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に預かります。現在、病児対応型・病後児対応型事業を館林市と近隣４町の広域で実施しています。 また、明和こども園では、保育中に体調不良となった児童を看護師が緊急的に対応する体調不良児対応型事業を実施しています。 必要な人が利用できるよう、周知を図り、利用を促進していきます。	継続	健康こども課 学校教育課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）の検討	子育て短期支援事業は、一定の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合（ショートステイ）や保護者の帰宅が仕事などにより夜間になる場合（トワイライトステイ）に、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かる事業です。今後、他市町村で実施している施設への委託等を検討していきます。	検討	健康こども課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	明和こども園において、保護者の保育要件（就労等）を問わず、月 10 時間を上限として、生後０歳６か月から満３歳未満の児童を預かります。年齢に応じた遊びや同年代の児童同士での触れ合いを通し、児童の健やかな成長を支えます。また、保護者が抱える育児に関する不安、悩みの相談や子どもの新たな気づきを得られる機会とすることを目指します。	新規	学校教育課
教育・保育サービスの向上	教育・保育サービスの向上を目指して、苦情解決システムの確立や第三者委員（評議員）を導入しています。	継続	学校教育課

（３）子育て支援のネットワークづくり

親同士や地域の人が交流できる場を充実していくため、子育てサークル活動の周知を図り、活動拠点の提供やネットワーク化の促進など支援内容をさらに検討していきます。

ボランティア団体の育成等を通じて、地域における子育て機能を活性化し、地域全体での子育て力の向上を図ります。

また、地域に根付く児童委員活動を通し、児童の健全育成を図ります。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
子育てサークル活動支援事業（再掲）	子育て支援センターにおいて、就学前の親子が子育ての情報交換、また親子の遊びや交流をすることを応援し、サークル化の促進や活動の支援を行います。	継続	学校教育課
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。	継続	介護福祉課
子育て支援ボランティアの育成	子育てを応援してくれるボランティアを募集・育成・登録し、支援が必要な方等へ紹介や各種事業等で協働していきます。	継続	健康こども課 政策室
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	ファミリー・サポート・センター事業は仕事と育児との両立支援及び児童福祉の向上を目的とした事業で、育児のサポートをしたい人と育児のサポートを受けたい人がそれぞれ会員登録し、センターがその斡旋（サポートを受けたい会員からの依頼に応じて、サポートしてくれる会員を紹介する）を行う助け合いのしくみです。子育て支援拠点等（スズカケ・ポプラ）を活用し、ボランティアだけではなく専門職も交えながら多様なニーズに対応していきます。	新規	健康こども課

（４）子どもの健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取り組みを推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
子ども会・育成会活動支援	子どもたちの健全育成のために、各行政区ごとに組織されている子ども会・育成会が自主的な活動を独立して展開していけるよう支援・指導を行います。	継続	生涯学習課
地域活動の育成	子ども会などの地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、ボランティア等の協力を得て地域活動の育成に努めます。	継続	生涯学習課
異年齢交流の促進	野外キャンプ等に児童が参加することにより、ゲームや遊びを通して異年齢交流を行います。	継続	生涯学習課
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を行います。 民間事業者等の新規参入を促進し、保護者のニーズに対応できるよう、支援の幅を増やしていきます。	拡大	健康こども課
放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）	放課後に小学校の余裕教室を利用し、地域の方々の参画を得て、学習や遊びの活動を通じ社会性を育みます。	継続	生涯学習課
スポーツ少年団指導者等の育成	スポーツ少年団等を通じて、指導者に県主催の研修会等の積極的な参加を促進していきます。	継続	生涯学習課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
ふれあいセンター	東部にスズカケ、西部にポプラがあり、子どもをはじめ乳幼児から高齢者まで多世代の住民が世代を超えてふれあい、交流する施設です。 施設にはキッズスペースやオープンスペース、外には遊具もあり、介護予防や健康増進、学習、交流事業など幅広い目的で毎月様々なイベントを行っております。	継続	健康こども課
子ども第三の居場所 こどものいえメイプル	何らかのサポートを必要とする子育て家庭の児童に対し、体験活動や居場所の提供、食事や入浴など基本的な生活習慣支援等を行っています。 また、職員やボランティアが保護者の相談にのるなどの支援を行い、地域の力で子育てを実践しています。	新規	健康こども課

（５）その他地域における子育ての支援

地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、世代間交流や各種相談事業等を行っていきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
世代間交流の促進	子どもたちが高齢者から昔の遊びを学ぶなど、多世代がふれあう場を提供し、世代間の交流を図ります。	継続	生涯学習課 学校教育課
各種相談事業	法律相談（弁護士）、人権相談（人権擁護委員）、行政相談（行政相談員）、心配ごと相談（心配ごと相談員）等各種相談事業を実施します。	継続	住民環境課
ふれあいセンター	ふれあいセンターは、東部にスズカケ、西部にポプラがあり、子どもをはじめ乳幼児から高齢者まで多世代の住民が世代を超えてふれあい、交流する施設です。施設にはキッズスペースやオープンスペース、外には遊具もあり、介護予防や健康増進、学習、交流事業など幅広い目的で毎月様々なイベントを行っております。 また、地域ボランティアの協力を得ながら世代間交流事業を実施しています。	継続	健康こども課

２　親と子の健康の確保及び切れ目のない支援

◆◇現状と課題◇◆

現在、町では、４か月児、10 か月児、１歳６か月児、２歳６か月児、３歳児、５歳児の健康診査を基本に、相談、むし歯予防教室、訪問指導、予防接種などきめ細かな事業を実施しています。今後についても関係機関との連携を一層強化し、各種健診と健診後の指導を充実させていきます。

近年、地域の小児科が減少傾向にありますが、町では子育て世帯が安心して子育てができるよう小児科クリニックを誘致し、各医療機関と連携を取りながら小児医療体制の充実を図っています。

現在、価値観の変化、核家族化、少子高齢化、共働き家庭の一般化、ひとり親家庭の増加等により、今まで子育て世帯を支えてきた地域社会の機能が低下してきており、安心して子どもを生み育てにくい社会となってきています。これらの社会的変化や子育て環境の変化により、育児について負担感を感じ、不安を募らせる親が少なくありません。

町ではこれらの社会的背景により引き起こされる課題の解決へ向けた取組みが急務となっています。子育て不安の解消に向け、仲間づくりや学習の場を提供し地域全体の育児力を高めていくことが求められます。

◆◇施策の方向◇◆

（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

地域における母子保健対策においては、妊産婦をはじめとして、乳幼児期等の健康増進を図るため、保健・医療・福祉及び教育の分野が連携して役割を担っていく必要があります。

安心して子どもを生み育てることができるように、また、すべての子どもが健やかに成長発達できるように、妊娠中から切れ目ない支援体制を充実させ親子の健康づくりを推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
妊婦のための支援給付	すべての妊婦のかたと子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等の面談などの継続的な「伴走型相談支援」と「経済的支援」をあわせて実施します。	新規	健康こども課
不妊治療費助成事業	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊治療に要した費用の一部を助成します。特定不妊・一般不妊の助成を行っています。	継続	健康こども課
不育症治療費助成事業	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、その治療費の一部を助成します。	継続	健康こども課
未熟児養育医療給付	指定医療機関において未熟性改善のための入院養育が必要であると判断された場合に入院医療費を支給（現物給付）します。	継続	健康こども課
母子健康手帳交付 妊婦初回産科受診料支援事業 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚検査 １か月児健康診査	妊娠届出により、母子健康手帳の交付と個人面談を実施します。同時に妊婦初回産科受診料・妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・１か月児健康診査の受診票を交付、検査費の一部を補助し、妊産婦・新生児等の健康保持・増進を図ります。	拡大	健康こども課
妊産婦交通費・宿泊費支援事業	安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられるよう、自宅又は里帰り先から、遠方の分娩可能な医療機関までの健康診査や出産にかかる交通費や宿泊費の一部に対し助成金を交付し心身的及び経済的負担の軽減を図ります。	新規	健康こども課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
４か月児健診 10 か月児健診 １歳６か月児健診 ２歳６か月児健診 ３歳児健診 ５歳児健診	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、及び育児不安の軽減や解消を図るための指導を行います。 ４か月・10 か月健診、１歳６か月児健診、２歳６か月児健診、３歳児健診、５歳児健診を実施し、適切な指導を行うことにより乳幼児の健全な育成を図ります。	継続	健康こども課
妊婦訪問・新生児、赤ちゃん訪問・産婦訪問	妊婦や産婦・赤ちゃんのいる家庭を保健師等が訪問し、保健指導や相談を実施することで、母親の育児不安の軽減と乳幼児の健やかな成長を支援します。	継続	健康こども課
パパママ学級	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、安心して出産が迎えられるよう援助するとともに仲間づくりを推進します。父親の育児参画の促進を図ります。	継続	健康こども課
産後ケア事業	実施医療機関と委託契約を結び、助産師等専門スタッフによる授乳指導、乳房ケア、育児相談等を実施し、出産直後の不安の解消と母胎の回復を図ります。	拡大	健康こども課
母と子の健康相談	妊産婦、乳幼児、保護者等の健康相談を行う。身長・体重測定、育児・離乳食相談等を行います。	継続	健康こども課
こあら教室	妊婦、生後１か月健診を受けた後から４か月の児をもつ親子とベビーマッサージや体重測定、母乳相談を行います。助産師による個別相談もあります。	新規	健康こども課
ベビーマッサージ教室	７か月～８か月の児をもつ親子とベビーマッサージをしたり、絵本の読み聞かせを行っています。	継続	健康こども課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
ぞうさん教室	１歳６か月児健診等で発達が気になる子どもや希望者を対象に毎月１回遊びの教室を開催し、保護者の育児不安の軽減を図るとともに発育発達を支援します。	継続	健康こども課
たんぽぽふれあいサロン	言葉がゆっくり、落ち着きがない、友達と関わるのが苦手など子育てに悩んでいる保護者に対する、言語聴覚士の個別相談を実施します。	継続	健康こども課
ほめトレ講座	ほめて育てるコミュニケーション・トレーニングで、親子関係づくりやしつけを効果的に行うためのコミュニケーション方法を伝えることで、親の精神的負担の軽減を図れるよう支援します。	新規	健康こども課
むし歯予防教室	こども園を巡回し、園児を対象にむし歯予防についての講話及びブラッシング指導、フッ素塗布等を継続的に行い、口腔環境の改善を図ります。	継続	健康こども課
食育教室	「食育」についての正しい知識が習得できるように、こども園や小学生を対象に巡回指導を実施します。 食育の推進を図れるよう支援します。	継続	健康こども課
ブックスタート事業	10 か月健診の機会に、「赤ちゃんと絵本を開く時間の大切さ、楽しさ」を伝えながら、絵本を手渡します。読み聞かせボランティア等と連携し、取り組んでいきます。	継続	健康こども課
ベビースケール貸出事業	体重や母乳の飲みが心配な保護者に哺乳量測定が可能な赤ちゃん用体重計を貸し出します。	新規	健康こども課
母子保健相談指導の充実（こども家庭センター）	定例で開催する母と子の健康相談（面接相談指導）、随時に対応する電話相談指導、問題のあるケースに対応する発達相談指導・療育相談指導を実施します。	継続	健康こども課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
母と子の健康のための情報提供	住民ニーズを把握しながら、広報紙、明和町公式 LINE、子育てアプリ Kotomo 等で母子の健康管理情報を周知、発信していきます。	継続	健康こども課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談対応や情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての助言等を行います。（明和町母子保健推進員協議会に業務委託）	継続	健康こども課
養育支援訪問指導事業	乳児家庭全戸訪問事業等において把握された養育を支援することが特に必要と認められる家庭等を対象に、養育に関する相談・指導・助言等を行います。	継続	健康こども課
母子保健推進員活動	町から委嘱された母子保健推進員が、地域内の妊産婦・乳幼児を対象に健康に関する情報提供や声かけ訪問を行うなど、地域での子育て支援を行います。	継続	健康こども課
子育てアプリ Kotomo	妊娠から出産、子育てを応援する「子育てアプリ Kotomo～子どもと共に～」にて地域の子育て情報を配信します。	新規	健康こども課
子どもの事故防止対策の推進	健康診査やぞうさん教室等の場面で子どもの事故防止等のリーフレットを配布し、安全に対する知識の普及に努め、家庭内における子どもの事故防止のための取り組みを推進します。	継続	健康こども課

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

家庭・地域・学校において生命の大切さの教育の充実と、性に関する意識や望まない妊娠を避ける方法の普及啓発を図るとともに、学校、家庭、地域保健・福祉、医療機関等の性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めていきます。

学童期・思春期における心の問題についての専門家による指導や、喫煙や薬物等に関する教育、防止対策等を推進していきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
思春期ふれあい体験事業・性教育指導	中学生を対象に、生命の尊厳や性に関する教育を行い、子どもたちの健全育成の支援に努めていきます。	継続	学校教育課
薬物乱用防止、飲酒防止、喫煙防止指導・支援	学級活動・保健指導等における薬物乱用、飲酒、喫煙に関して、発達段階に応じた計画的な指導の充実を図ります。 また、薬物乱用、飲酒、喫煙から子どもたちの健康を守るために講演会等を開催していきます。	継続	学校教育課

（３）食育の推進

食育は人間関係づくりや人間性の形成に通じ、正しい食習慣を持つことは、心身の健全な育成を図るために大変重要です。現在の課題として朝食の欠食や間食（甘味食品・飲料）の過剰摂取など、食生活の乱れが子どもの心と身体の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。

幼少期から正しい食習慣を持つための支援として、食生活改善推進員活動や離乳食に関する栄養指導、食育教育隊事業などの食育の啓発を行っていきます。

また、地場産農産物を給食に取り入れるなど食育指導に努めます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は、健康と食習慣形成のうえで重要です。各種相談・教室などの機会で個人の状況や発達段階にあわせた栄養指導を進めていきます。	継続	健康こども課
離乳食・おやつ教室	乳幼児とその保護者に離乳食やおやつについての講話と相談、試食を行っていきます。	新規	健康こども課
食生活改善推進員活動	食生活改善推進員は、健康推進事業や自主事業を実施し、地域でのきめ細やかな食生活改善運動を行います。また、生活習慣病も低年齢化していることから、親子料理教室の開催、食育教室から正しい食習慣が身につくような援助を行っていきます。	継続	健康こども課
食育教育隊事業	食育を広く普及するための隊員を育成し、乳幼児から保護者に対して、健康な心と体を育てる食育を推進します。食事のバランス感覚を養い、「人」や「もの」への感謝の気持ちを伝える活動も実践していきます。	継続	健康こども課
学校給食センター等の食育指導	学校栄養教諭による学校訪問や授業・講話などを定期的に行い、食の重要性を児童・生徒に伝えていきます。	継続	学校教育課

（４）小児医療の充実

町では小児医療の充実を図るため、小児科クリニックを誘致し令和３年から開業しています。適切な情報の提供と「かかりつけ医」を持つことの啓発に努めるとともに、今後とも各医療機関との連携を密にし、小児医療体制の更なる充実に努めます。

また、公衆衛生の向上を図るため、感染症の発生予防やまん延防止を進め、予防接種の重要性を啓発するとともに、接種率の向上に努めます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
福祉医療費（子ども医療費）	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、18 歳までの子どもを対象に医療費を助成します。	拡大	住民環境課
休日当番医・救急医療	休日当番医制を館林市邑楽郡医師会の協力を得て行っています。歯科については歯科医師会の協力で館林邑楽歯科保健医療センターで診療しています。	継続	健康こども課
予防接種事業	感染症の発生及びまん延予防のため、法で定められた定期予防接種を推進します。また任意予防接種費用の一部を助成し、子どもの健康保持を図ります。	継続	健康こども課
未熟児養育医療給付（再掲）	指定医療機関において未熟性改善のための入院養育が必要であると判断された場合に入院医療費を支給（現物給付）します。	継続	健康こども課

３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆◇現状と課題◇◆

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化等により、近所づきあいが希薄となり、子どもたちが育つ過程において乳幼児のいる親子とふれあう機会が減少しています。

子育ての大切さ、親の役割、さらには地域の一員としての近隣の子どもとの関わり方等について考えさせる「子育てを理解する教育活動」の展開を図ることが求められます。

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、健やかな成長に果たす役割は最も重要です。家庭における養育機能の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てに関わる多様な情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備を図ることが大切です。

また、スマートフォンの浸透によりＳＮＳ等の顔の見えない交流が増加しています。特にこの問題に関しては、家族がなかなか把握できていないのが現状です。子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化し、すぐ手の届くところに、過激・有害な内容の情報や見知らぬ人との接触が氾濫している状況にあり、子どもたちへの悪影響が懸念されています。関係機関と連携し、健全に育成できる環境づくりに努めることが必要です。

◆◇施策の方向◇◆

（１）次世代の親の育成

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えています。このため、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、次世代の親となる子どもに対し生命や性に関する教育を通して、健全育成の支援を推進していきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
思春期ふれあい体験事業・性教育指導（再掲）	中学生を対象に、生命の尊厳や性に関する教育を行い、子どもたちの健全育成の支援に努めていきます。	継続	学校教育課

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもたちがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備・充実に努めます。

また、自ら学び、自ら考える力を身に付けることができる教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の充実など教育内容の改善が図られるような施策を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
キャリア教育の推進	将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進します。総合的に推進するため、家庭、地域、学年・学校種間の連携した組織を編成し、発達段階に応じた義務教育９年間を見通した計画を作成し、系統的な指導の充実を図っていきます。	継続	学校教育課
外国語教育の推進	こども園に英語指導助手（ＡＣＥ）、小・中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置することによって、園・小学校・中学校で発達段階に応じた英語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を培います。国際的視点に立ち、自らの考えを発信する英語教育を推進します。	拡大	学校教育課
基礎的・基本的学習内容の定着	基礎学力の定着を図ることを目的とした少人数指導や習熟度別学習、ＴＴ指導、小学校の教科担当制を推進します。また、町負担任用教職員を配置する等、きめ細やかな指導の充実を図ります。組織的・継続的に学力向上に取り組めるよう指導体制の確立を図るとともに、授業改善に取り組みます。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
学習習慣・生活習慣の確立	授業と関連した家庭学習の取り組み等、家庭と学校が連携した学びの定着を図ります。また、家庭と連携し、食に関する指導を通じて、「早寝、早起き、朝ごはん」等の基本的な生活習慣を育成します。 子どもたちの読書離れに対応するため、図書室の環境整備や学級文庫の整備を推進します。	継続	学校教育課
ＩＣＴ活用能力と情報モラルの育成	１人１台端末を活用した効果的な授業の推進や子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。 また、保護者や関係団体と連携し、情報モラルの育成に努めます。	継続	学校教育課
道徳教育の推進	考え、議論する道徳への授業改善を図り「特別な教科道徳」の時間の充実に努めます。	継続	学校教育課
人権教育の推進	人権週間、人権集中学習における学習内容を充実するとともに、体験的な活動を取り入れる等、指導方法の充実を図ります。人権教育に計画的・組織的に取り組むため、推進体制の充実に努めます。	継続	学校教育課
心の教育相談の充実	スクールカウンセラー、心の相談員と連携した生徒指導体制の充実を図ります。	継続	学校教育課
総合的な学習の時間等における外部人材の活用	探究課題を解決するため外部人材を活用することにより、主体的・自立的・創造的に自己の生き方を考えることができるようにし、資質・能力の育成を図ります。	継続	学校教育課
教育支援センター「ふれあい教室」事業の充実	「ふれあい教室」の指導員と各学校とが連携を取りながら、不登校の状態にある児童・生徒の学校復帰のための援助・指導を行います。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
生徒指導の充実	生徒指導委員会の定期的な実施による問題行動の早期発見・対応に努め、積極的な生徒指導を推進します。	継続	学校教育課
ホームページによる学校情報の充実	各学校において、ホームページを作成し、学校の情報を発信することによって、開かれた学校づくりを推進します。	継続	学校教育課
学校評議員制度の活用	保護者や地域の方の意見を幅広く聞くことにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校と家庭や地域が連携しながら特色ある教育活動を展開していきます。	継続	学校教育課
学校施設の開放	スポーツ活動を普及振興させ、子どもが健康で明るく成長していけるように学校施設の開放を実施します。	継続	生涯学習課
スポーツ少年団指導者等の育成	指導者の研修会等への積極的な参加を促進し、スポーツ少年団を活性化していきます。	継続	生涯学習課

（３）家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域・企業等が各々の役割を果たしながら連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支え合う環境づくりを進めます。

さらに、地域において充実した社会教育活動が展開されるよう、施策の総合的な推進や環境の整備、充実を図ります。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
家庭教育学級	幼児期の特性を理解し、親としての適正な教育ができるよう、保護者を対象に家庭教育学級を開催します。	継続	生涯学習課
子ども会・育成会活動支援（再掲）	子どもたちの健全育成のために、各行政区ごとに組織されている子ども会・育成会が自主的な活動を独立して展開していけるよう支援・指導を行います。	継続	生涯学習課
地域活動の育成（再掲）	子ども会などの地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、ボランティア等の協力を得て地域活動の育成に努めます。	継続	生涯学習課
異年齢交流の促進（再掲）	野外キャンプ等に児童が参加することにより、ゲームや遊び通して異年齢交流を行います。	継続	生涯学習課
ボランティアの育成	青少年の地域におけるボランティア活動の推進を図るために、ジュニア・リーダー等ボランティアの育成に努めます。	継続	生涯学習課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ＳＮＳやインターネットによる不特定多数との交流を通じた、子どもたちへのお金、性、暴力等の有害情報による悪影響が懸念されています。有害な情報や危険な人間関係から子どもたちを守るために、関係機関・団体やＰＴＡ、ボランティア等の地域住民との連携・協力を進めていきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
ＰＴＡ活動との連携	子どもの健全育成を推進するため、ＰＴＡ活動との連携強化に努めます。	継続	生涯学習課
青少年育成推進員の活動支援	地域における青少年健全育成の中心的役割を担う青少年育成推進員の活動を支援します。青少年防犯パトロールや環境浄化運動等へ協力していきます。	継続	生涯学習課
民生委員・児童委員活動（再掲）	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。	継続	介護福祉課
ＩＴ安全講習会の実施	インターネットやスマートフォン等をめぐる有害情報や犯罪から子どもたちを守るための講習会を開催します。	継続	学校教育課 生涯学習課

４ 子育てを支援する生活環境の整備

◆◇現状と課題◇◆

町では、環境基本条例、環境都市宣言、環境基本計画のもと、優れた特性である豊かな自然環境を保全し、子育てにやさしい環境づくりに取り組んでおり、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは重要な使命です。

また、安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。子どもの健全な育成を図り、遊びを通して成長できるような支援と環境づくりを進めていきます。

◆◇施策の方向◇◆

（１）良質な住宅の確保

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていく上では重要な要素の一つとなります。居住の安定にもつながるように、子育て家庭へ良質な住宅の提供を推進していきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
住宅用地の供給	「都市計画マスタープラン」等との整合性を図りつつ、子育て環境に配慮した良好な住宅用地の整備を検討していきます。 良好な住宅地の形成を図るため、土地に関する相談体制の充実を図り、土地利用者、事業者の相談に積極的に対応していきます。	継続	都市建設課

（２）良好な居住環境の整備

地域の実情をふまえつつ、良好な居住環境の整備を図ります。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
快適な生活環境の形成	住民、事業者、行政のそれぞれが環境に関する意識を高め、相互に連携しながら環境保全に向けた行動に取り組んでいき、公害やごみの不法投棄のない、環境にも人にも優しい安全で快適な生活環境のまちづくりを推進します。	継続	住民環境課
防犯施設等の整備	夜間における犯罪の発生を防止するため地域の実情に応じて、防犯灯の整備・拡充に努めます。 また、地域の防犯力を補完し、犯罪の抑止効果を高めるため、プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラの設置・管理について実施中です。	継続	総務課

（３）安全な道路交通環境の整備

沿道地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、子どもたちが安全に通行できるような道路交通環境の整備に努めます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
交通安全施設の設置	町内における危険箇所を点検し、ガードレール、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を進めます。 　また、道路管理者等の関係機関に対して歩道整備等を要望し、子どもや高齢者、障がい者等にも配慮することで、誰もが安心して通行できる交通環境を確保します。	継続	総務課 都市建設課
交通安全意識と交通マナーの向上	交通事故の防止に向けて、警察、交通指導員、交通安全協会等の関係機関と連携して住民の交通安全意識の向上を図ります。さらに、交通事故から子どもを守るため、交通安全教室の開催等を進めるとともに、町内を通過する車両に対して街頭指導を行い、安全運転を促します。	継続	総務課

（４）安心して外出できる環境の整備

誰もが、利用しやすく安全で安心な施設等の整備を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
防犯施設等の整備（再掲）	夜間における犯罪の発生を防止するため地域の実情に応じて、防犯灯の整備・拡充に努めます。 また、地域の防犯力を補完し、犯罪の抑止効果を高めるため、プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラの設置・管理について実施中です。	継続	総務課
交通安全施設の設置（再掲）	町内における危険箇所を点検し、ガードレール、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を進めます。 　また、道路管理者等の関係機関に対して歩道整備等を要望し、子どもや高齢者、障がい者等にも配慮することで、誰もが安心して通行できる交通環境を確保します。	継続	総務課 都市建設課
交通安全意識と交通マナーの向上（再掲）	交通事故の防止に向けて、警察、交通指導員、交通安全協会等の関係機関と連携して、住民の交通安全意識の向上を図ります。さらに、交通事故から子どもを守るため、交通安全教室の開催等を進めるとともに、町内を通過する車両に対して街頭指導を行い、安全運転を促します。	継続	総務課

（５）安全・安心なまちづくりの推進

誰もが､安全に安心して生活することができるような地域社会の形成を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
防犯意識の啓発	子どもや女性等の防犯知識の向上を図るため、防犯知識や犯罪に狙われにくい暮らし方の普及に努めます。さらに､警察や防犯活動団体と協力して防犯講習会や街頭啓発活動等を定期的に実施し、住民の防犯対策のレベルアップを図ります。	継続	総務課
危険箇所の点検	ＰＴＡやボランティア団体等と連携したパトロールや見守り等を行います。	継続	総務課 学校教育課

５　職業生活と家庭生活の両立の推進

◆◇現状と課題◇◆

近年、共働き家庭の一般化や男性の育児休業制度、テレワークの普及など就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化してきています。

しかし、ニーズ調査の結果では、一般企業に勤務している父親の大多数が育児休業制度を利用できていない現状が明らかとなり、制度に対して実情が追い付いていない状況となっています。

これらのことから、男性も含めた就労状況の改善等が必要であり、事業主に対しても、仕事と家庭生活を両立できるような環境整備や意識改革についての働きかけが必要となります。

◆◇施策の方向◇◆

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女が共に仕事と家庭生活等を両立することができるように、子育てがしやすい就労形態の実現に向け、労働者や企業の意識改革を推進するための啓発や情報提供を行っていきます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
勤労者が働きやすい環境づくり	育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携しながら、託児施設の拡充を支援するなど勤労者の働きやすい環境づくりに努めていきます。	継続	産業振興課
仕事と子育ての両立のための広報･啓発･情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等、関係法令の周知を図るため、パンフレットの作成･配布等情報提供に努めます。	継続	介護福祉課 産業振興課
役場男性職員の育児休業取得の取組み	共働き世帯や核家族の増加により、男性の積極的な家事や育児参加が求められています。町では役場男性職員の育児休業取得率 100%を維持できる体制を整えます。	新規	総務課

（２）仕事と子育ての両立の推進

家庭と仕事を両立できるよう、多様な子育て支援体制を整備するとともに、情報提供や相談事業など、必要なサポート体制の充実を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、引き続き広報・啓発に努めます。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
教育・保育環境の整備（再掲）	明和こども園は、就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」として設置され、幼保一元化を実現しています。今後も教育・保育環境の整備に努め、幼児期の学校教育・保育の充実を図っていきます。	継続	学校教育課
通常保育事業（再掲）	明和こども園において、保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。０歳から就学前児童の健全育成を目指し、保育の充実を図ります。	継続	学校教育課
延長保育事業、夜間保育、休日保育事業、特定保育事業の検討（再掲）	保護者の多様な就労形態に対応するため、ニーズ調査の結果等の保護者のニーズを検証しながら、必要に応じて実施を検討していきます。	検討	学校教育課
病児・病後児保育事業（再掲）	児童が病気中または病気の回復期にあって集団保育が困難な場合に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に預かります。現在、病児対応型・病後児対応型事業を館林市外４町の広域で実施しています。 また、明和こども園では、保育中に体調不良となった児童を看護師が緊急的に対応する体調不良児対応型事業を実施しています。 必要な人が利用できるよう、周知を図り、利用を促進していきます。	継続	健康こども課 学校教育課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）の検討（再掲）	子育て短期支援事業は、一定の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合（ショートステイ）や保護者の帰宅が仕事などにより夜間になる場合（トワイライトステイ）に、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かる事業です。今後、他市町村で実施している施設への委託等を検討していきます。	継続	健康こども課
一時預かり保育事業（再掲）	明和こども園において、保護者が疾病、事故等で一時的に保育が困難になった乳幼児の保育を行います。	継続	学校教育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲）	明和こども園において、保護者の保育要件（就労等）を問わず、月 10 時間を上限として、生後０歳６か月から満３歳未満の児童を預かります。年齢に応じた遊びや、同年代の児童同士での触れ合いを通し、児童のすこやかな成長を支えます。また、保護者様が抱える育児に関する不安、悩みのご相談や、子どもの新たな気づきを得られる機会とすることを目指します。	新規	学校教育課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供（再掲）	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等、関係法令の周知を図るため、パンフレットの作成・配布等情報提供に努めます。	継続	介護福祉課 産業振興課

６　子どもの安全の確保

◆◇現状と課題◇◆

子どもは危険に対して無防備なことから、親はもちろん社会全体で、子どもを危険からできるだけ遠ざけ、安全を確保する必要があります。

群馬県は世帯当たりの自家用乗用車保有率が高く、日々の生活と交通事故の危険は隣り合わせの状況です。特に交通弱者である子どもに対しては、その危険性を伝え、自分の命を守ることを教えていかなければなりません。

また、全国的には子どもが被害となる凶悪な犯罪の報道も、後を絶ちません。

これらのことから、交通安全等の啓発を徹底するとともに地域における防犯体制の整備が必要です。

◆◇施策の方向◇◆

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、交通安全施設の点検・整備等を実施するとともに、関係機関と連携強化を図り、交通安全教育を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
交通安全教室	交通指導員・交通安全協会・警察署の協力を得ながら、各学校において交通安全教室を開催し、交通安全指導を行います。	継続	総務課
チャイルドシート購入費補助	チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の事故防止を図ります。	継続	健康こども課
交通指導員の活動	交通安全街頭指導や交通安全教室等の活動を支援連携し、子どもの交通安全確保に努めます。	継続	総務課
通学路の安全点検、交通安全施設の点検・整備	通学路における交通・防犯の両面から危険箇所の点検を実施し、施設の整備補修をします。	継続	総務課 都市建設課 学校教育課

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、各種団体のパトロール活動、子ども安全の家、防犯委員会の活動等、住民の自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、防犯教育を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
ＰＴＡ等の防犯パトロール活動の推進	下校時刻を中心に、青色パトロールカーを活用した保護者・教職員による校区内パトロールを実施します。	継続	学校教育課
青少年育成推進員の活動支援（再掲）	地域における青少年健全育成の中心的役割を担う青少年育成推進員の活動を支援します。青少年防犯パトロールや環境浄化運動等へ協力していきます。	継続	生涯学習課
防犯委員会の活動	犯罪等の被害を防ぐための防犯パトロール活動等、防犯委員会の活動を推進します。	継続	総務課
子ども安全の家の推進	子どもたちを犯罪や危険から守り、安心して登下校できるよう設置しています。	継続	学校教育課
防犯ブザーの普及	子どもたちが不審者から身を守るために、防犯ブザーの携帯の普及を図ります。	継続	学校教育課
防犯施設等の整備（再掲）	夜間に置ける犯罪の発生を防止するため地域の実情に応じて、防犯灯の整備・拡充に努めます。 また、地域の防犯力を補完し、犯罪の抑止効果を高めるため、プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラの設置・管理について検討を進めます。	継続	総務課
防犯意識の啓発（再掲）	子どもや女性等の防犯知識の向上を図るため、防犯知識や犯罪に狙われにくい暮らし方の普及に努めます。さらに、警察や防犯活動団体と協力して防犯講習会や街頭啓発活動等を定期的に実施し、住民の防犯対策のレベルアップを図ります。	継続	総務課

（３）被害に遭った子どもの保護の推進

被害を受けた子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関との連携した、きめ細かな支援を行います。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
専門家によるケア組織の検討	被害にあった子どもの一刻も早い立ち直りを支援するために、専門家（心理カウンセラー等）によるケア組織の検討を進めます。	継続	健康こども課 介護福祉課
犯罪被害児支援の推進	犯罪被害児等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行います。	新規	介護福祉課
交通遺児手当	交通遺児となった方を対象に交通遺児手当を支給します。	継続	健康こども課

７　支援を要する子どもと家庭への支援の推進

◆◇現状と課題◇◆

核家族化の進行と地域社会との関わりの希薄化により、育児を行うための知識や技術が親から子へ、また、地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため、若い親は相談相手もいないまま子育てに取り組まなければならず、育児不安やストレスに対する悩みが増えています。また離婚等の増加により、経済的・社会的に不安定な状態にあるひとり親家庭も増加しています。こうした背景が児童虐待などの大きな社会問題を招く一因となっています。そして新たに、ヤングケアラーも社会問題として注目されています。

児童虐待に対しては、きめ細かな対策が求められており、子育ての負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応が重要となります。そして児童虐待の発生が疑われた場合には、関係機関との連携を含めた対策を行えるような体制の整備が必要となっています。 また、ひとり親家庭等が自立した社会生活を送ることができるような支援も同時に進めていくことが必要です。

そして、障がい福祉施策が大きく変化しており、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されています。障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいきます。

◆◇施策の方向◇◆

（１）児童虐待防止対策の充実とヤングケアラー支援

児童虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、早期発見・早期対応からアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、地域における関係機関との協力体制の構築、身近な地域における虐待防止ネットワーク体制の整備など、個々のケースの解決につながるような対策を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	町、学校、医療機関、児童相談所や警察など、子どもや虐待防止に関係する団体・機関が連携して、子育てや児童の虐待防止などの対応を行います。また、定期的に会議等を開催し、関係機関との連携の強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。	継続	健康こども課
虐待防止関係者の研修会参加の促進	深刻化、複雑化する児童虐待事例に対応するため、関係者の研修会参加を促進し、関係者のレベルアップを図ります。	継続	健康こども課
こども家庭センター	妊産婦や乳幼児のいる家庭を支援する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、養育や貧困などの課題を抱えた家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が連携し、妊娠期から 18 歳未満の子どもがいる家庭を関係機関やサービスと連携して総合的に支援します。家庭における児童の養育に関連して発生する問題解決を図ります。	新規	健康こども課
乳幼児健診等での早期発見	特定妊婦や子どもの発達・発育を把握し、虐待リスクの早期発見を図ります。	継続	健康こども課
ヤングケアラー支援	関係機関職員への研修実施により普及啓発を図り、ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげます。また、町内の小学生（４～６年生）・中学生を対象にしたアンケート調査を毎年実施し、実態把握に努めます。	新規	健康こども課
子ども第三の居場所こどものいえメイプル	何らかのサポートを必要とする子育て家庭の児童に対し、体験活動や居場所の提供、食事や入浴など基本的な生活習慣獲得支援等を行います。また保護者の相談を受け、虐待防止を図ります。	新規	健康こども課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置きながら、ひとり親家庭等に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

児童扶養手当の支給など必要な経済的支援等を図っています。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
民生委員・児童委員活動（再掲）	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。	継続	介護福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の自立支援のために、児童扶養手当を支給します。	継続	健康こども課
大学等受験料・模擬試験受験料補助	児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯の子ども（中学３年生・高校３年生）の模擬試験料及び受験料を補助します。	新規	健康こども課
ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金の支給	ひとり親家庭等の児童のこども園（町外園含む）入園・小中学校入学・中学校卒業に際し、子どもの心身の健やかな成長を祈念して支度金を支給します。	継続	健康こども課
子ども第三の居場所こどものいえメイプルにおける食材提供	経済的な支援等を必要とするひとり親家庭等に対し食材提供を行います。食材配布をアウトリーチに活用していきます。	新規	健康こども課
福祉医療費（ひとり親家庭等の福祉医療）の支給	配偶者のいない母子（父子）家庭等の母（父）と子が医療を受けた場合、保険診療における自己負担分を支給します。	継続	住民環境課
就学援助制度	経済的な支援を必要とする保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の一部を援助します。	継続	学校教育課

（３）障がい児施策の充実

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携や一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援の充実に取り組んでいきます。

また、障がい児の生活上の課題に対応した福祉・保健・医療・教育等の支援体制を整備し、障がい児の地域生活を支える体制づくりを進め、障がいの特性に応じた相談体制の充実、地域生活への移行を視野においた在宅サービスの充実などを進めます。妊産婦・乳幼児の健康診査等の推進により、障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療を推進します。

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
障がい児通所支援及び障がい福祉サービスの提供	障害福祉計画の施策を推進し、障がいのある子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。	継続	介護福祉課
乳幼児健診等での早期発見	妊婦訪問時から乳幼児健診まで、問診項目等で子どもの発達・発育を把握し、早期支援・療育を行います。	継続	健康こども課
特別児童扶養手当の支給	精神や身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において看護する父母、または、父母に代わって児童を養育している人に対して特別児童扶養手当を支給します。	継続	健康こども課
重度障がい児への手当・助成等	重度の障がいを持つ子どもに対して、障害児福祉手当や在宅重度心身障害者（児）見舞金、特定医療費等見舞金などを支給し、経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進に努めます。	継続	介護福祉課
障がい児保育事業（再掲）	明和こども園において、保護者の労働や疾病などの理由により保育を必要とする障がいのある子どもの保育を、子どもの状態に応じて可能な範囲で実施しています。今後も特別な支援を必要とする子どもが安心して保育を受けられる環境づくりに努めていきます。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	事業の方　策	担当課
乳幼児健診等での早期発見（再掲）	妊婦訪問時から乳幼児健診まで、問診項目等で子どもの発達・発育を把握し、早期支援・療育を行います。	継続	健康こども課
特別支援教育の充実	特別に教育的支援の必要な児童生徒に対して、発達に応じた援助・指導を実施します。	継続	学校教育課
児童発達支援センター（※）の設置	障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設として館林邑楽圏域で設置を検討します。 ※地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設。「福祉型」と「医療型」の２種類がある。	検討	介護福祉課

第５章　子ども・子育て支援事業の推進
（子ども・子育て支援事業計画）

１　計画期間の人口推計

計画期間（令和６年度～令和 11 年度）における総人口及び当計画の対象年齢の子どもの数の推計を行いました。推計結果は以下のとおりです。

計画期間の推計総人口

（単位：人）

	令和６年（実績値）	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
年少人口	1, 165	1, 107	1, 049	998	972	924
生産年齢人口	6, 106	6, 111	6, 111	6, 126	6, 109	6, 114
老年人口	3, 505	3, 501	3, 560	3, 514	3, 481	3, 474
合計	10, 776	10, 719	10, 720	10, 638	10, 562	10, 512

※各年４月１日推計

※推計値には住民基本台帳（４月１日現在）の数値を使用

※1 年ごと 1 歳別のコーホート変化率法を使用

※コーホート変化率法：同年（又は同期間）に出生した集団の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に乗じて将来の人口を求める手法

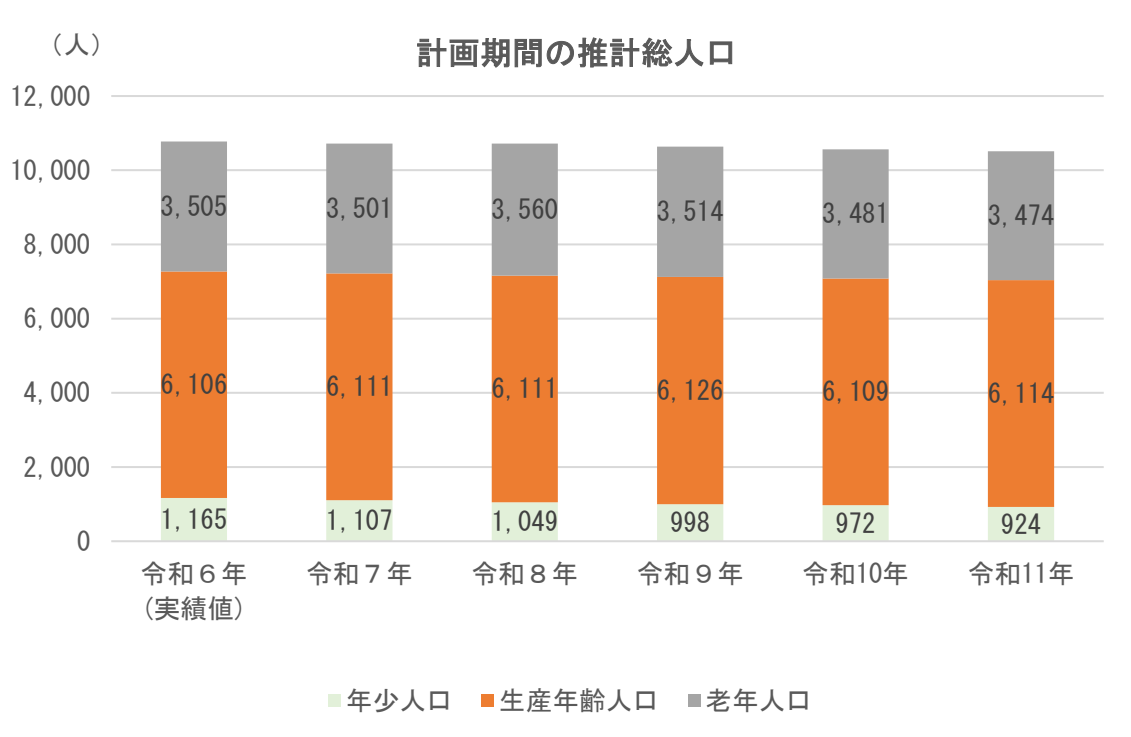

当計画の対象年齢の子どもの数の推計

（単位：人）

	令和６年 (実績値)	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳児	49	52	52	52	52	50
１歳児	46	46	48	48	48	48
２歳児	63	47	47	49	49	49
３歳児	68	64	48	48	50	50
４歳児	69	67	63	47	46	48
５歳児	69	70	68	64	48	47
０～５歳 計	364	346	326	308	293	292
６歳児(小１)	78	67	68	66	62	47
７歳児(小２)	79	77	66	67	65	61
８歳児(小３)	81	75	74	63	64	62
９歳児(小４)	94	81	75	74	63	64
10 歳児(小５)	92	95	82	76	75	64
11 歳児(小６)	71	92	95	82	76	75
６～11 歳 計	495	487	460	428	405	373
12 歳児(中 1)	97	71	92	95	82	76
13 歳児(中 2)	105	99	73	95	98	86
14 歳児(中 3)	104	104	98	72	94	97
15 歳児	92	104	104	98	72	94
16 歳児	91	90	102	102	96	70
17 歳児	108	94	93	105	105	99
12～17 歳 計	597	562	562	567	547	522
合計	1,456	1,395	1,348	1,303	1,245	1,187

※各年４月１日推計

※推計値には住民基本台帳（４月１日現在）の数値を使用

※１年ごと１歳別のコーホート変化率法を使用

２ 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、「教育・保育提供区域」を設定することになります。この提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定するものとされています。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

当町における「教育・保育提供区域」については、行政面積が狭く、中学校区及び幼児期の教育・保育施設「明和こども園（認定こども園）」の利用が町内全域を対象としていることなどを勘案して、町内全域を１つの区域として設定します。

３ 量の見込みと確保方策

（１）教育・保育施設の量の見込みと確保方策

当町の教育・保育施設は、認定こども園「明和こども園」１園で実施しています。幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育所の機能を備えています。本事業における各計画年度の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

認定区分ごとに利用ができる教育・保育施設

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性※	利用できる教育・保育施設
１号	満３～５歳	なし	認定こども園（幼稚園枠）
２号	満３～５歳	あり	認定こども園（保育園枠）
３号	満０～２歳	あり	

※保育の必要性とは

保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が出来ないため、保育園等利用が必要な状況であること。

■認定こども園（１号認定：幼稚園枠）

１号認定：満３歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	71	49	31	19	19
確保方策※	100	100	100	100	100

■認定こども園（２号認定：保育園枠）

２号認定：満３歳以上の保育を必要とする就学前の子ども

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	130	130	128	125	125
確保方策※	165	165	165	160	160

■認定こども園（３号認定：保育園枠）

３号認定：満３歳未満の保育を必要とする就学前の子ども

（単位：人）

	令和７年度		令和８年度		令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	０歳	１歳 ２歳	０歳	１歳 ２歳	０歳	１歳 ２歳	０歳	１歳 ２歳	０歳	１歳 ２歳
量の見込み※	15	70	15	80	14	84	14	86	13	86
確保方策※	15	100	15	100	15	100	15	100	15	100

※量の見込み

当町の現在の利用状況と、各事業の潜在的な利用ニーズをもとに推計した各計画年度における需要量の見込みを表しています。各事業の潜在的な利用ニーズについては、令和６年 10 月に実施した「明和町子育て支援に関するニーズ調査」を基礎データとして、利用意向を集計して算出しました。

※確保方策

当町の現在の利用状況と、今後の整備計画をもとに各事業の提供量を算出しました。量の見込みを確保するための各事業の利用可能人数や確保方法を表しています。

【今後の展開方針】

保護者の希望や就労状況により他市町村の教育･保育施設等を希望する場合は、広域調整により対応します。

また保育教諭の資格取得を促進し、職員の確保に努めます。そして教育・保育の質を保つために職員の処遇改善に努めていきます。

利用希望状況の変動に応じて、定員の確保に向けた施設整備の検討・支援を行います。

（２）地域型保育事業の量の見込みと確保方策

■地域型保育事業

【事業概要】

０～２歳児（３号認定）を対象とした、19 人以下の定員で保育を行う事業です。当町では、地域型保育事業を実施していません。

原則、３号認定は明和こども園での受け入れを考えています。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	―	―	―	―	―
確保方策※	―	―	―	―	―

【今後の展開方針】

地域型保育事業は､ニーズや事業者からの申請にもとづき設置を検討します。

（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

当町では、令和６年度に子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）の機能を統合した「こども家庭センター」を立ち上げています。

（単位：か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※【こども家庭センター型】	1	1	1	1	1
確保方策※	1	1	1	1	1

【今後の展開方針】

妊娠期から子育て期にわたり母子保健・児童福祉が連携し、切れ目のない支援を実施します。情報提供や相談支援・助言等により、安心して子育てができる環境を整えていきます。

■地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

当町では、明和こども園、ふれあいセンタースズカケ・ふれあいセンターポプラの３か所で実施しています。

（量の見込み：月当たり延べ利用回数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	600 回	610 回	610 回	650 回	650 回
確保方策※	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所

【今後の展開方針】

引き続き、気軽に子育て相談や親同士の交流でき、子育てに関する情報を得られる場としての機能の充実に努めます。

また、地域子育て支援拠点施設での利用者支援事業の実施についても、検討していきます。

■妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

当町では、母子健康手帳の交付の際に、14 回分の「妊婦一般健康診査受診票」を交付しています。

（単位：年間延べ回数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	780	780	780	780	780
確保方策※	780	780	780	780	780
	国が定める基本的な妊婦健康診査を通年実施				

【今後の展開方針】

出生数の減少が見込まれていますが、全ての妊婦が妊婦健診を受けられるよう体制を維持します。

■乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	60	60	58	55	50
確保方策※	60	60	58	55	50
	保健師、母子保健推進員による訪問を実施				

【今後の展開方針】

当町では、保健師や母子保健推進員による訪問を行っており、対象となる家庭の全数訪問を実施することができています。事業継続に向けて、体制を維持します。

■養育支援訪問事業

【事業概要】

ハイリスク妊婦や乳児家庭全戸訪問事業などにより、把握された保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

当町では、乳児家庭全戸訪問事業等により子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	16	16	18	18	20
確保方策※	16	16	18	18	20
	保健師等による訪問を実施				

【今後の展開方針】

引き続き、保健師等の訪問による養育支援訪問事業を実施し、要保護児相対策地域協議会との連携を図りながら、支援が必要な家庭の把握及び対応を継続していきます。

また、医療機関や関係機関･団体とも連携し養育支援が必要な家庭の把握に努めます。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

当町においては、支援を必要とする児童について、要保護児童対策地域協議会にて対応を協議し、支援の方向性を決定します。

また、当該協議会以外においても、支援が必要な家庭の関係機関を参集し、個別支援会議を随時実施しています。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施予定※	○	○	○	○	○
確保方策※	こども家庭センターが主体となり、連携を強化する。				

【今後の展開方針】

引き続き、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、こども家庭センターを中心に保健・教育・保育などの関係機関との連携強化を図っていきます。

■多様な事業者の参入促進事業

【事業概要】

多様な事業者の参入促進事業とは、事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施予定※	―	―	―	―	―
確保方策※	事業者の参入動向により対応を検討				

【今後の展開方針】

現在、当該事業の実施予定はありません。事業者の参入があり次第、実施を検討します。

■一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

一時預かり事業とは、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園・認定こども園（１号認定）に在籍している園児を主な対象として、実施される教育時間の前後又は長期休業日等の保育です。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	900	900	900	850	850
確保方策※	900	900	900	850	850

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園で実施しています。幼稚園・認定こども園（１号認定）の利用数は減少していますが、保護者の就業等の増加により今後も一定の利用が見込まれるため事業継続に向けて体制を維持します。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

明和こども園の在籍を問わず、就学前児童を対象として一時的な保育のことです。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	30	20	20	20	20
確保方策※	30	20	20	20	20

【今後の展開方針】

当町では、明和こども園で実施しています。今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

就業形態の多様化に伴い、ニーズも高いので、制度のさらなる充実や人材確保研修等への参加等により、保育の質の向上に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【未就学児】　**（単位：年間延べ利用人数）**

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	200	210	210	220	230
確保方策※	200	210	210	220	230
	業務委託により実施を継続				

【就学児】　**（単位：年間延べ利用人数）**

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	10	12	12	12	12
確保方策※	10	12	12	12	12
	業務委託により実施を継続				

【今後の展開方針】

当町では業務委託により地域子育て支援拠点（スズカケ・ポプラ）を活用した当該事業を実施しています。核家族化や就業形態の多様化により利用ニーズが高いため、援助を行うサポーターを確保・増員し支援体制の強化に努めます。

■子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由によって、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に対して、児童養護施設等の入所により、必要な保護を行う事業です。

当該事業には、数日間にわたり施設での養育・保護を行うショートステイ、夜間の養育・保護を行うトワイライトステイがあります。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	―	―	―	―	―
確保方策※	―	―	―	―	―
	委託及び広域的な実施を検討				

【今後の展開方針】

当町では、ショートステイ及びトワイライトステイを実施していません。当該事業が必要な家庭については、児童相談所等の連携しながら必要な支援を実施します。

■病児保育事業

【事業概要】

病気又は病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））での対応も含まれます。

当町では、保育中に体調不良となった児童に対し看護師が緊急的な対応をとる（体調不良児対応型）を明和こども園において実施しています。

また、館林市外４町による病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）を館林市へ委託（病児保育室ぱんだ）にて実施しています。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））は実施してい

ません。

（単位：年間延べ利用人数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	65	65	65	65	65
確保方策※（体調不良型）	65	65	65	65	65
量の見込み※	10	10	10	10	10
確保方策※(病児対応型)	10	10	10	10	10

【今後の展開方針】

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）については、引き続き、広域により実施していきます。利用登録者数を増やすために、積極的に周知していきます。

明和こども園では看護師を２名配置し、引き続き、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施していきます。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、対象者に対しその補助を実施しています。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	○	○	○	○	○
確保方策※	○	○	○	○	○

【今後の展開方針】

今後も引き続き、副食費の実費負担に対する助成を行うことで、低所得世帯の経済的な負担軽減を図ります。

■延長保育事業（時間外保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

当町の明和こども園においては、朝７時 30 分から夕方 18 時 30 分まで保育標準時間（11 時間）での受け入れを実施しています。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	140	145	150	150	150
確保方策※	140	145	150	150	150

【今後の展開方針】

今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向けて体制を維持します。

また、保育標準時間（11 時間）を超える延長保育については、保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用希望を十分に把握したうえで、事業実施の有無を検討していきます。

延長保育事業のイメージ

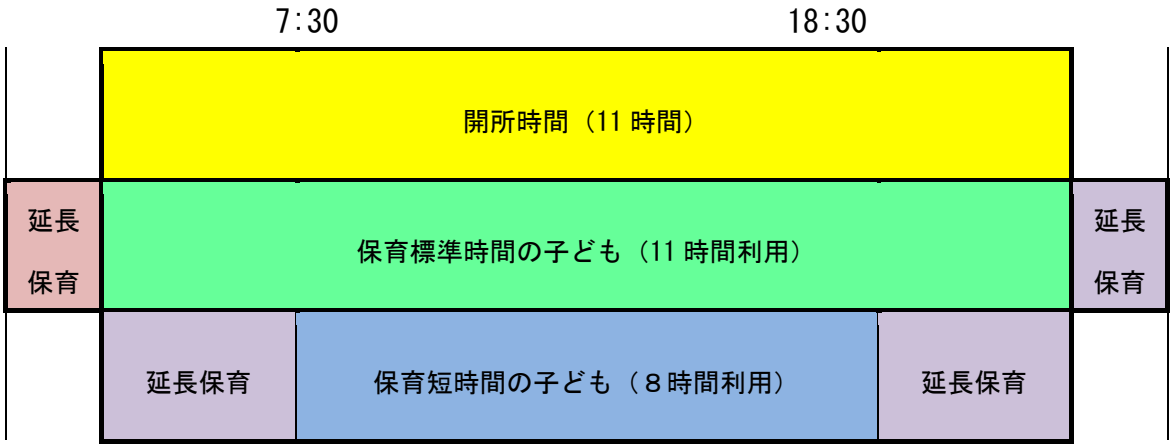

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）の量の見込み、確保方策

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	199	191	184	180	179
確保方策※	200	200	200	200	200

【単位：人（実人数）】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　合計		199	191	184	180	179
	１年生	40	38	38	38	38
	２年生	44	42	38	37	36
	３年生	35	35	35	34	34
	４年生	35	33	33	32	32
	５年生	22	21	20	20	20
	６年生	23	22	20	19	19
確保政策　登録児童数		200	200	200	200	200
	うち放課後子ども教室と一体的に実施	200	200	200	200	200
	うち放課後子ども教室と連携して実施	－	－	－	－	－

【今後の展開方針】

当町では、各小学校区に公設民営（指定管理者）による専用施設の学童保育所を２か所設置しています。児童人口の減少が見込まれますが、保護者の就労率の高さから、今後も同程度の利用が見込まれます。

また保護者から「学童保育所の選択肢がほしい」「送迎に対応した学童保育所を設置してほしい」等の意見が出ています。保護者のニーズに対応できるよう、民間事業者の新規参入を促進し、保護者のニーズに対応できるよう事業の拡大を図っていきます。

■放課後子ども教室

【事業概要】

小学生を対象に放課後に使用していない教室等を利用して、安全・安心な子どもの居場所を設け、遊びや体験・交流活動を行う事業です。

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童健全育成事業（学童保育所）と一体的に実施しています。

（単位：か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	2	2	2	2	2
確保方策※	2	2	2	2	2

【今後の展開方針】

当町では、小学校内に開設しています。今後も一定の利用が見込まれるため、事業継続に向け体制を維持します。

当町の放課後子ども教室は学童保育所と隣接しています。両事業について、安全対策等を講じ一体的に実施していきます。

■子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員（ヘルパー）が、何らかの支援を要する子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	―	―	―	―	―
確保方策※	―	―	―	―	―
	委託及び広域的な実施を検討				

【今後の展開方針】

当町では実施していませんが、当該事業が必要な家庭があれば、児童相談所等と連携しながら必要な支援を提供し、事業に開始を検討します。

■児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して支援を行う事業です。

生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に実施し児童の健全な育成を図ります。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	20	20	20	20	20
確保方策※	20	20	20	20	20

【今後の展開方針】

当町では、令和６年度から子ども第三の居場所こどものいえメイプルにて当該事業を業務委託により実施しています。

今後も一定の利用が見込まれるため、ボランティア等を確保し事業継続に向けて体制を整えていきます。

■親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子同士の関わり方や子育て等に悩み、不安を抱えている保護者とその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談及び助言をする事業です。親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	―	―	―	―	―
確保方策※	―	―	―	―	―
	実施に向け検討中				

【今後の展開方針】

今後、実施に向けて検討及び体制を整えていきます。

■妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等において子育て等に関する情報提供や相談支援を行う事業です。ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【単位：回】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	156	156	156	156	150
確保方策※	156	156	156	156	150

【今後の展開方針】

保健師が対象者全員に面談できています。今後も事業継続に向けて体制を維持します。

■乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付

【事業概要】

保育所等に通っていない満３歳未満の子どもとその保護者を対象として、就労要件等を問わずに、月あたり一定時間まで教育・保育の給付を行う、いわゆる「こども誰でも通園制度」です。

一時預かり事業と共通する部分もありますが、制度の対象となる家庭に制限がない点や、保護者のために子どもを預かるのではなく、家庭にいるだけでは得られない経験を通じて子どもの育ちを応援することを主に目的としています。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	―	3	3	3	3
確保方策※	―	3	3	3	3

【今後の展開方針】

令和８年度からの実施に向けて、人員確保等を進めます。

■産後ケア事業

【事業概要】

産後１年未満の母子に対して心身のケアや育児支援を実施し、母親の産後のレスパイトを目的とした事業です。

当町では近隣の医療機関等と連携して実施しており、希望者全員が当該事業を利用できる体制を整えています。

【単位：人（実人数）】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み※	255	255	255	255	250
確保方策※	255	255	255	255	250

【今後の展開方針】

当該事業を必要とする母子が安心して利用できるよう、事業を周知し提供体制を維持していきます。

第６章　計画の推進体制

１ 計画の推進体制

（１）町民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて、社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

（２）地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

（３）町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

２ 計画の進捗状況の管理・評価

本計画を推進するため、明和町子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。また、点検・評価の結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、計画の中間年度（令和９年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の計画の期間は、当初の計画期間（令和 11 年度）までとします。

資　料　編

明和町子ども・子育て会議条例

（平成 25 年９月 11 日明和町条例第 21 号）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、明和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（用語）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事項）

第３条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第 72 条第１項各号に規定する事務を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第４条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し、学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) その他町長が必要があると認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第６条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（明和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　明和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年明和村条例第９号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則(令和５年３月６日条例第４号)
この条例は、令和５年４月１日から施行する。

明和町子ども・子育て会議委員名簿

区　分	No.	委　員　名	所属団体・役職名　等	備　考
学　識　経　験	1	竹越　亨	医師	
	2	櫻井　義久	学識経験者	会長
子育て支援事業	3	矢之貴　洋子	民生児童委員　会長	副会長
	4	長柄　敬子	主任児童委員　代表者	
	5	大谷　志壽子	母子保健推進員　会長	
教　育　関　係	6	井戸　貴子	小・中学校長代表	
	7	小島　邦昭	こども園長	
保　育　関　係	8	石﨑　亜紀	子育て支援センター	
	9	岡田　愛美	東部学童保育所保護者代表	
	10	高木　愛子	西部学童保育所保護者代表	
子どもの保護者	11	小島　華恋	こども園　なしの木代表	
	12	中村　直美	明Ｐ連会長	
そ　の　他	13	星野　大輔	労使教育委員会　会長	
	14	丸山　麻未子	公募	
	15	関口　百合	公募	

任期：令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

明和町子ども・子育て支援事業計画

すくすく　めいわ　2025

＜令和７年度～令和１１年度＞

令和７年３月

発　行　　明和町
編　集　　明和町　健康こども課・学校教育課
〒３７０－０７９５
群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地１
TEL　０２７６－８４－３１１１
FAX　０２７６－８４－３１１４